

平成30年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成30年6月14日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|--------------|
| No. 5 | 4番 | 鈴木勝久君 | (P 49～P 67) |
| No. 6 | 11番 | 上田秀人君 | (P 68～P 90) |
| No. 7 | 12番 | 後藤功君 | (P 91～P 107) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	教 育 長	鈴木且雪君
会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君	参 事 兼 総務課長	真船 貞君
税 務 課 長	伊藤秀雄君	住民生活課長	鈴木真由美君
放射能対策 課 長	木村三義君	福 祉 課 長	相川哲也君
健康推進課長	長谷川洋之君	商工観光課長	福田 修君
農 政 課 長	田部井吉行君	建 設 課 長	鈴木茂和君
企画財政課長	田中茂勝君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	高野敏正君	生涯学習課長	緑川 浩君
農業委員会 事務局 長	和知正道君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会確認事項によって簡潔明瞭に努めるよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告第5、4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

◇4番 鈴木勝久君

1. 西郷村文書管理規程について
2. 村長の所信表明について

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第1に、西郷村文書管理規程についてでございますが、今、国のほうで大変騒ぎになっておる問題でございますが、まず、森友問題をめぐって決裁文書を財務省が大幅に書きかえたと、こういう問題が国で議論されております。国のことをちょっとしゃべりながら、我が西郷村ではどのように規定されているか、その辺を質問していきたいと思っておりますけれども。

まず、これは中央公論に出ていた待鳥聡史教授が書かれたものでございますけれども、大変この公文書について明確にどこが問題なのかということを書いてありますので、ちょっと読ませていただきます。

決裁文書は当然ながら行政活動の公式記録、すなわち公文書である。公文書の作成と保管が適切にできていない政府は、恣意的な行政運営を行う、およそ近代国家にふさわしくない存在だとみずから認めていることになる。書きかえは、森友学園問題に政治家や安倍首相夫人の関与があったかどうかよりもはるかに深刻で重大な問題なのである。起こったことを書きかえと呼ぼうが改ざんと呼ぼうが、深刻さや重大さに変わりない。

このような行為が、行政実務を担う官僚にとって絶対許されないことなのに、今回の書きかえにかかわった全ての財務省職員は知っていたであろう。公務員という仕事について、ごく早い段階で厳しく教えられ、そして、その後も繰り返し言われてきたことであるに違いない。

にもかかわらず、書きかえは起こった。直接な理由は、佐川宣寿前国税庁長官の国会答弁での整合性を保つためであろう。また、書きかえ前の文書には、案件の特殊性や政治家の関与が極めて詳細に記述されていた。国会やマスメディアの目に触れる可能性が高い案件だけに、森友学園側との交渉に当たった近畿財務局の担当者が抱いた

違和感がにじみ過ぎているという印象もあったかもしれない。

国有財産管理への政治介入は、明治以来、繰り返し起こってきた。佐川氏のように、野党やマスメディアに批判された場合に、明らかに与党側に立ち、ゼロ回答的な答弁をする官僚も珍しくはなかった。内閣人事局の創設や官邸主導の政策決定と今回の案件を結び付けるのは無理があろう。

むしろ問題は、政策判断に関して官邸や与党の意向に従うことと、ルールにのっとった行政活動の両立が官僚自身にも軽視されてきたことだと思われる。ここが問題なんですね。官邸や与党の意向は、政策を展開する上では重視されて当然であり、官僚の判断より優先されるべきだ。内閣人事局による統制も、それを確保する手段である。

政治家の要求や介入が行政のルールに反するなら、官僚は服従すべきでない。この原則は、政策判断の受け入れとは矛盾せず、かつ口ききなどの排除につながる。しかし、実際には霞が関文学というやゆがあるように、官僚は微に入り細をうがうが、これはみんなそんたくと言っていますけれども、小まめなところまで気を配る、先、先、先を読んじゃうという、微に入り細をうがう特殊な言葉遣いでルールを定め、それにより政策判断の独自性や裁量を確保してきた。

そうすると、政策判断への抵抗とルールに反した介入への不服従は区別できない。結果として、官僚はルールに基づき、行政を主張できなくなったのではないか。文部科学省が、自民党議員からの問い合わせを受けて、名古屋市教育委員会に前事務次官の講演内容を確認したのも、似た構図である。

だとすれば、政策判断に関与する官邸や野党の主導を受け入れつつ、ルールに反したことには従わないという基本原則の再構築こそが今後の最重要課題だ。財務大臣の辞任や内閣総辞職の要求は、むしろ問題を矮小化するという認識を持つべきである。

こういうルールに基づいたのができなくなっていると、これはこの改ざんとか隠蔽とか、これは民主主義の根幹を揺るがすこと、もう根幹の根幹ですよ。こういうことを国がもう堂々とやっており、これが日本の政治の実態であります。

問題は、この管理法はどのような理由でつくられたかという、これは7年前に福田康夫総理がつくったやつでありますけれども、その7年前につくったときは、自衛隊におけ航泊日誌の誤破棄事件、厚生労働省におけるC型肝炎関連資料の放棄事案、あと皆様が記憶にある国民年金記録管理のミスや不備が多く存在する問題、これによって2009年に公文書管理法というのが作成され、また、2011年4月から施行されたわけでございます。

それで、こういう前提に立ち、我が西郷村でも西郷村文書管理規程というのがございます。西郷村においても、西郷村公文書管理規程というのが平成19年3月28日、訓令により改正され、また、平成25年3月15日に新しいところでは改正された文書でございますが。

まず、第1の質問でございますが、ここで言う行政文書とはどういうものを指すのか、また、どのようなものでつくられているのか、ご答弁願います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 4番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村文書管理規程についてのご質問でございますが、ここで言う行政文書というのはどういうものかということですが、まず、村の文書管理規程につきましては、第1章から第8章までの8章立ての構成となっていて、その各章ごとに文書という用語の示す範囲が異なっているということになります。

例えば、第2章、文書の收受、処理等の章で言う文書ということになりますと、主として村が職務上取得した文書、つまり村が受け取る文書についての規定をされております。また、第3章では、文書の起案、決裁等という章でございますが、そこで言う文書となりますと、村が職務上作成する文書ということで、村が差し出す文書を指すということになります。

議員ご質問の趣旨からしますと、この文書管理規程の中に規定される文書とは何かということですが、この定義からすると、職務上作成する文書と職務上取得する文書の両方を示すということになります。

また、次のご質問ですが、どのようなルールのもとに文書がつけられるのかということですが、この場合は、文書がつけられるということからすると、村が職務上作成する文書を指しておりますので、文書の作成の流れということになりますと、この村の規定の第3章、文書の起案、決裁等及び第4章、文書の施行の章に詳細にその手順が定められております。文書のもととなる案や文をつくる起案という作業に始まり、会議、合議等により関係機関の意見を求め、決裁権者の決裁を経て、その後、施行用の文書を作成し、発送するというような流れとなっております。

なお、文書作成に当たっては、簡潔に、明確に、そして具体的にということで、その経緯や意思決定過程が検証できるような作成が求められているということになっております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の再質問を許します。

○4番（鈴木勝久君） 国で次長の上まで上がったものが、長官が決裁せず、紙が残された。これを行政文書ではないと国のほうで言った経緯がございます。ここで言う文書は、今ここに書いてありますけれども、今、説明伺いましたけれども、その部分が曖昧で、例えば口頭でしゃべった、この後に電話とか何か、ファクシミリとかという話もあるんですけども、私が例えば行って、地元のこういう要望があったとか何とかというやつを、例えば文書にメモでもいいから筆記するんでしょうけれども、そういう文書もこの中で言う文書という、そういう類いで整理してもらってよろしいんでしょうか。議員が言った要望を、地域の要望を、担当部署に行って説明した、それをメモ書きした。そういう文書に関してもここで言う公文書、私が言う行政文書に当たるのかという、そこをひとつ確認しておきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

厳密に言いますと、先ほど申し上げましたように職務上取得したものということで、必ずペーパーによらず、電話等の案件でも重要なものについてはというふうなことに

なりますから、その中身にもよるんですけれども、住民の要望にかかわるということで判断されれば、ある意味行政的な需要があるということになれば、それは文書という位置づけになることもあると思います。ただ、その中身によりますので、一概にそれになるとかならないとかというのはなかなかこの場で明確にお答えをすることは難しいと思いますけれども、中身によってはなるというふうなことになると思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） その文書は、公文書と、行政文書と認めるのは誰の判断なんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 基本的には、その業務を担当する課がまず第一段階の判断をされると思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 第一段階じゃなくて、正式に認めるのは誰、どこの部署というか、どこの、担当課なら課長、西郷村で言えば村長レベルだと思うんですけれども、どこが。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

担当課長ということになると思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 時間がこれとられちゃうとなくなるので、次にいかせていただきます。

次に、保存期間はどのような原則、概念をもって決められるのか。合理的根拠を持って説明していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 保存期間についてのご質問にお答えします。

文書の保存期間につきましては、保存する文書を種類等でまず類型化しまして、その類型ごとに定められた文書保存期間基準表というものがございまして、そちらを基本として、各課の課長がその事務及び事業の性質、内容等に応じてそれぞれ保存期間を定めるということになっております。

ちなみに、その保存期間ですが、永年保存するもの、10年、5年、3年、1年というふうな5つの分類がございまして、その内容によってそれぞれ期間を定めております。なお、村の保存期間決定のプロセスというのは国とほぼ同様でありまして、村も公文書の管理に関する法律の趣旨にのっとり保存期間を決定しているということでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今の説明だと、ほとんど難しくというか全然わかんない状態なんですけれども、その文書破棄について、6番に文書破棄ということもございまして、そちらのほうでそれは詰めたいと思いますけれども。

その基準がはっきりしなくて、永年というのは大体理解できる場所でありましてけれども、10年、5年、3年という、またがって同じ文書、今日資料忘れちゃったんですけれども、同じ文書とか同じ類型でも10年、5年、3年という破棄の期日が違うものがございます。今言っている合理的根拠というところが全く説明がなかったんですけれども、そのあたりは文書破棄のところでちょっと聞きたいと思っておりますので、次にいきたいと思っております。

3番目、統一的なルールがあると思うのですが、そのルールが守られるように、コンプライアンスに関して規定を設けているかということでございます。

これは、いくらこういうルールつくられていても、今回のようにそれを守るべき一番のトップが改ざん、隠蔽するという、本当に、さっきも言いましたけれども民主主義の根幹を揺るがすような事態になっております。そのルールはあっても、そのコンプライアンスもきちんとしていないとこのような状態になる。次の4番にも関係するんでありますけれども、これをどのように設けられているかということなんでございますけれども、よろしく答弁お願いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

ただいま議員のおただしのコンプライアンス、社会規範等に違反することになく公平公正に業務遂行するための規定をどうしているかということでございますが、文書管理規程自体が、公文書等の管理に関する法律の趣旨に基づいて定められている訓令ということでありまして、すなわち村長から職員に対する命令でございます。この命令に従わない職員等については、職務義務違反に問われるという可能性もございます。こういった意味において、この訓令自体がコンプライアンスのための規定ということが言えると思っております。

なお、本村では文書管理規程にコンプライアンスに関する明確な規定ということではないんですが、西郷村職員公益通報制度実施要綱というものもございまして、この制度がコンプライアンスの維持確保の一翼を担っているというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 西郷のルールは、国に比べて意外と簡単にできるというか、ずさんな管理だと思われるところがあるんです。というのは、西郷村で百条委員会または98条委員会をたびたび開催というか、やっておりますけれども、その中で証人尋問なんかをしていますと、除染に関してですけれども、除染のときの百条委員会、その中で文書の、特にあのときはファクシミリのやりとりの文書がつじつまが合わない、こういう事例もあったし、その内容、文書化したものの中身も一部職員が認めているところでありましたが、改ざんもされていた事実もあり、そういうのを確認というか、それをさっき言ったように課長みずからがそこを犯すと、また隠蔽すると、それを誰が指摘できるんだということなんですね。

さっき言ったように課長が決裁する、人間でありますから、いろいろな外からの圧力とか何かにか、職員自体も人事権、村長が全て持っていますから、村長に対する

そんなくがあつて、村長がこういうことをやりたい、村長がやるとき不備な文書がまず出てきたりする場合、政策を実行するために出てきたとき、除染に関して言えば文書を隠蔽する、こういう事象が実際にありました。

この辺をどうにそういう事態をなくすか、情報公開保護、その前に策定されましたよね。公開の原則があるにもかかわらず、そういうこともやった事実があります。ですから、そういうことがないような、もっと透明化できるような、行政文書を透明化できるように、第三者か何か別な組織が文書管理をきちんと見られる、また、この後出てくる破棄に関しても、破棄していいか悪いかというのをちゃんと確認できるとか、これはつじつまが合ったものだというのができるような、そういう組織づくりも今後していけないと、公務員というか職員の方々も立場を守れない。

自分で悪いことをしているなど思いながら、高橋さんのことは言わないですよ、首長の意向に沿ってそっちのほうに流れる可能性があるんですね。だから、そういうのをなくすためにどういうことができるか。もうちょっと内部じゃない、ほかのさっき言ったような第三者的な文書管理についてとか、専門部署をつくるとか、委員会、公文書管理委員会みたいなものをつくるとか、そういう方向にいていただきたいなど思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

議員おただしの趣旨というのは、今の国会等で議論されている問題からしても十分理解ができるところでありますけれども、ただ、私ども日々この行政に携わっていますと、数限りなく文書が来、また文書を出しているという中で、そういったことを物理的な多さでその問題が解決できないという答弁もちょっとつらいところがあるんですけれども、実際問題としてなかなか各担当者が行っている全ての業務等についてチェックをしていけるということが現実的には難しいということで、どうしても個人の資質等に委ねる部分が出てきているというふうに感じます。

国のほうで今回問題になったこの事件についても、多分こういったことがあって、なかなかそこまで入り込めていないということになっているんだと思います。

ただ、議員ご指摘の趣旨は十分私どももわかりますし、そうあるべきだというふうには思うんですが、現実の対応策をどうするかということは今しばらく検討させていただかないと、この場ではお答えができないということになります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） この文書管理というのは、民主主義の根幹にかかわる国民共有の知的資源であることというのも一つあるんですけれども、もう一つは、行政が適正かつ効率的に運営されるようにすることとともにという、適正かつ効率的に運営されるという趣旨もあるんです、行政も。ですから、その点を早目に皆様に透明性を担保するような文書管理でいてほしいなど思っております。

次に入りたいと思います。

4番、罰則規定がないが、なぜ設けないのかということですが、ここに国

の弁護士三宅弘さんの言葉に、この人も管理法をつくる際に修正協議に加わったというんで、その罰則規定を入れなかったというのは、最初からそういう行政文書、特に決裁文書を改ざんするというのははなから頭になかったというのがまず最初の趣旨らしいんです。

それで、また、さっき村長のあれですからという話がありましたけれども、刑法のほうに公文書変造禁止罪というのがあるので、そういうことを思いをつかなかったということがありますけれども、もうちょっと罰則規定がきちんとなぜ、今回やっている、何か国がやっているのがちょっと甘ったるい、もう30年禁錮とか、もう本当に大事なやつを改ざんするとか、あと自衛隊が稲田防衛庁長官のとき隠蔽したと、あれはもうシビリアンコントロールというんですか、文民統制がきかなくなる状態である。だから、国を本当に揺るがすような大事なやつに関して、規制、罰則規定が緩過ぎるような、罰則規定というか、それほど重要にそっち側のほうになっていない。

そういうところで、私は厳しい罰則規定を入れたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、その辺。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

今ほど議員のご質問の中にもございましたように、先ほど私が申し上げた村長の命令に従わない職員に対しては職務上の義務違反等で地方公務員法の懲戒処分があるというようなことを申し上げましたが、それでも手ぬるいという話になっております。また、国会において最近問題となっている文書改ざん等についても、議員のただいまの質問の中にもございましたように、刑法における刑罰の対象というふうになっております。村としましては、本来こうした行為が行われれば法律違反となるわけでありまして、村の独自の規定として文書管理の中で罰則規定をあえて設ける必要が、法律を超えてまでというふうな形になってしまいますので、ないのではないかなというふうなことで罰則規定が入っていないというふうに考えております。

ただ、議員ご指摘のように、こういう状況で今回の改ざん等の問題が発生しているということがあれば、これは村のレベルではなく国のレベルで、もっと法律等のレベルで縛る規定がなければ防げないのではないかなというふうな感じを個人的には思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 次に移らせていただきます。

ここも難しいというか、大変疑問に思っていたところですが、今、ファクシミリ、電子メール等の取り扱いなんですけれども、特に今、電子メールでやりとりをしておりますけれども、それを文書化するのはどうなのかと一般の方も疑問に思うと思うんですけれども、メールのやりとり、ファクシミリのやりとり、どういう決裁を受けて、どうに保存しておるのか、この辺を知りたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

今、ファクシミリ、電子メール等の取り扱いについてのご質問でございますが、文書管理規程第10条においては電子メールによる文書の收受、また同じく31条においてはファクシミリ等による送付等の取り扱いに係る規定というのもこの管理規程の中には設けられております。ただ、これら電子による文書も、実際のところは紙に印刷をして收受したり処理をするというような取り扱いを原則としております。これは、昨今の電子化によるペーパーレス化に逆行するやに見えますが、紙の文書が伝達機能にすぐれていることや保存機能にすぐれているといったことがありますので、村のほうでは実際にメールとかで受けたものも紙に印刷をして、それで受け付けをしたりしているということで、そのような対応をしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これから、電子メール等々の取り扱い、非常に多くなります。やりとり等も大事な部分はしっかりと紙に印刷してという、大変ご苦労かけると思うんですけども、しっかりとこれは確保していただいて、さっきも言いましたけれども、透明性の確保に努力していただきたいと思っております。

最後に、文書の廃棄についてでございます。

先ほども述べましたように、いろいろな事案、事件、事故等々ございまして、後からそういう文書によって新たな事実が発見されるということもございまして、この文書破棄を慎重にやっていただきたいなと思います。特に、審議会等々で一般の方とかでいろいろのやりとりがあった審議会ですね、各審議会であって、私は1つ例を申しますと、子ども通学路に関する審議会に入っていますけれども、あそこは議長が教育長やっているからかもしれませんけれども、非常にスムーズにっております。

一番大事なのは、その前回に、審議会に前回にやったときの会議録をきちんと利用しているということなんです。前回出た問題点とか何をちゃんと整理しておいて、何が問題だったのか、何が継続でできなかったのか、その問題をしっかりと把握して次の審議会のときに、それをまず出してきて、この進捗状況とか、どういう結論が出たかというのをしっかりとっておいて、ここ2年、3年、私、そこに審議会に参加させていただいているんですけども、非常にスムーズにその議案がいいほうに進んでいっているというのがございます。

会議録なんかは、ここで見ていますと1年廃棄になっておりますけれども、ああいふものはどういう過程で、どういうことが決まっていたというのは非常にその後、大事なんです。その後に事故が起きたりなんかしたときもありますから、それを戻って、その物事が決まっていくのにどういう過程で決まったか、賛成多数であっても少数意見でどういう意見があって、それを反対したかというのが、後々本当に大事になってくると思うんです。

その会議録は、1年廃棄となっておりますけれども、あれもそういう物事が決まっていく流れというのが非常にそういう中の会議録の中で後でわかるような状態もございまして、ぜひとも会議録とか、こういうことでも言われますけれども、全員賛成だったら問題ないんでしょうけれども、賛成多数で少数意見があった場合、そういう会

議でもですね、そういうのを大事にしていただきたいなと思いますけれども。

この文書の廃棄をさっき言ったように永年、10年、5年、3年、1年となっていますけれども、そこが先ほど説明いただいた合理的根拠というか、そういうのが何か説明でははっきりしていただかなかったんですけれども、国のほうでは電子化しなさいという首相のほうの、電子管理って私はどういうやり方かわかんないんですけれども、しなさいというのを今回総理のほうから命令があったように聞いて伺っておりますけれども、その辺、西郷村はどのようにやっているか、また、その廃棄についてどのようなお考えなのか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 文書の廃棄についてお答えをします。

文書の廃棄に関する規定というものは、こちら先ほどの文書管理規程の43条の中にございまして、各課の課長が保存期間を経過したもの、保存文書を廃棄するものとするというふうな、ちょっと今、議員の質問の中からするとあまりにも事務的な規定でお答えするのがちょっと苦しいんですけれども。先ほど議員が言われたように、非常に重要なもの、会議の経過とか、そういったものというのはむしろ後年に、例えば村の行政の歩みとか村の歴史とか、そういったものを判断するときには非常にその経過がわかるということで非常に重要だと思います。そういったものについては、国のほうの項目でも歴史的に価値のあるものについては保存を長くするとか、そういったことで保存をする方向性でありますので、先ほど申しあげました文書の保存期間の基準表の中でそういったものを定めるということが一つ重要な作業になるのではないかなと思います。

先ほど申しあげました基準表というのは、文書一つ一つを各課の課長が個人的に判断をするということになると、その保存に、保存すべきもの、あるいはそうでないものといった個人的主観が入ってまちまちになってしまうということから、基準表が定められておりますので、重要な文書については、そちらの基準表の中に明確に定めるという作業で何とか防げるのではないかなというふうに考えております。

基本的に、あとこの保存期間の考え方なんですが、保存期間はその文書を保存しなければならない最低限の期間を定めたものでありまして、この期間を超えて保存することとはもちろん問題のないことであります。それで、基本的にこの期間を短縮して意図的に廃棄をするとか、そういったことが今回一部で問題とされているところで行われたやに聞いておりますが、そういうことは規定上はあり得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 最終判断、これ村長じゃなくて総務課長なんですね。ですから、ひとつ私からお願いしたいのは、倫理観を持って毅然と業務を遂行していただきたい。ここが間違うと、西郷村も村民がもう不安になって行政を信用しなくなります。もう国を信用しないというのは、国民、大分もうアンケートとっていないでしょうけれど

も、国民は大変今回の問題で怒りをあらわというか爆発していると思います。西郷村でもこのようなことがないように、特に総務課長になられた方、これからなられるであろう方、また各課長も襟を正して、倫理観を持って業務に当たられていただきたいと思っております。

じゃ、これで文書管理については終わらせていただきます。

続きまして、ここからが本題ですね。まずは、村長、当選おめでとうございます。

まず、村長の選挙のとき配られました高橋廣志さんの、村民が主役、動く政治、これを拝聴させていただきました、私も。高橋廣志村長の約束を拝見させていただきました。今回の政策というか、所信表明にもしっかり出ていることだと思いますけれども、私が一番関心を持ったのは、この裏に書いてあります座右の銘、上善は水のごとし、老子。これが大変気に入りました。

私も大変老子が好きでございまして、学生時代に守屋洋の「老子」、一番簡単に読みやすいんですけども、新釈の「老子」講義というのは一番先、もう40年前になると思いますけれども、買った記憶があって、私もある意味、処世訓として参考にさせていただいたところがございます。

この人は、春秋時代、紀元前500年くらいだと思ったんですけども、大変な時代に片方は道家、孔子をはじめとして、と対峙するようところで老荘思想というのが出てきておったわけでございますけれども。この上善水のごとし、村長おっしゃってもいいと言われたんで、これをなぜ座右の銘にしたか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 4番鈴木勝久議員のご質問にお答えします。

ただいま言われました老子の上善は水のごとし、守屋洋さんの、私も読んでおります。その意味は、水は四角い器でも丸い器でも柔軟におさまるということですね、1つは。2つ目は、水は上にじゃなくて下に、低く低く、そして広く行き渡るということです。そして、ときには水は岩をも砕くし大きい石も流すということで、私も政治信条の1つ、柔軟、謙虚、そして大胆にやっていきたいという信条を持っています。以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そうですね、今、村長がおっしゃったとおりだと思います。

これは、政治をこれから運営されていく上でも、大変重要な考えであるなどは私も思っております。相手次第でいかようにも対応できる柔軟性を備える、この辺が、ここ4月から2か月見ておりますけれども、そういう姿勢で行っているのかなと思いつつながら、村長の行動、言動を私も見守っているというか、見ていることでございます。

6,000票、はっきりしませんけれども、6,000以上の村民の民意をいただき、支持をいただき当選されたわけでございますけれども、ある一部の村民の方々から、選挙戦を通じて、どうも今、現村長の裏には前村長、前々村長がいらっしゃる。また、その応援をしてくださった中には、議員の方々、元議員の方々はずらりとおられた。

そういうところで危惧されているのは、これから高橋村政、かいらい政権になるのではないか、そういう危惧されている村民の方々もおらっしゃいます。その辺、そういう思いを言われている村民もたくさんおられますので、その辺について村長みずから、自分の主張というか、否定するか、肯定はしないでしょうけれども、その辺を述べていただければと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今回の選挙戦において、多くの方々からご支援、ご支持を得ました。支持者の中にはいろいろな方がおります。国会議員の先生方はじめ、今言われましたように議員の方々、地域社会での重責にある方、そして誰よりも西郷村に住む多くの住民の方々であります。私を支持してくださった方々は、何よりも私自身の政治信条と施策を支持していただいたものであり、私の意思に反する、かいらい政権ではないのかというご指摘には当たらないと考えております。そして、私は村長にまだ就任したばかりで2か月足らずなんですけれども、訴えてきました施策について一つ一つ進んでまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私も、村民の支持、大変多くいただいたので、村民の負託に応えるよう、ここ4年間邁進していったほしいなと思っています。

私の立場としては、一生懸命やることにはもう賛成して応援する、力もかす、そういう姿勢でおります。やらないこと、不作為、これは絶対だめなんですよね。それでずっとここ2年間、前村長佐藤正博さんにはぜひとも政策を実行していただきたい、自分が公約した政策を守れないようではどうなんだという、そういうスタンスで佐藤村政にはいろいろ提言、苦言を呈してきた次第でございますが、やることには賛成します。ですから、西郷をよりよく、私も村長も方向性は同じだと思いますので、ぜひとも自分が掲げた政策は実行していただきたい、そう思っております。

それでは、第2番目、企業誘致についてお伺いいたします。

大変、私に残されている時間が37分なのでぱっぱといきますけれども、まず、企業誘致、7番議員も質問されました。その回答、的を射た回答でございました。税収確保、雇用促進、これがキーになっております。言ったことはそうでございますけれども、これはどの政権というか、どの村長さんも言っております。企業誘致、雇用の促進、ですが、ここ28年間、それが実行されておりました。

ですから、私はこれ本当にそういう雇用の創出、企業誘致を得るのであれば、企業誘致課、これを新設して、ぜひこの4年間に実現をするんだという、この企業誘致は相当なここに収入、税収を落とします。

いろいろなリスクマネジメントされて、7番議員が言ったことに対する答えがありましたけれども、本気度を示すのにはやっぱり4年間で絶対つくるんだ、また、これにこのぐらいお金かかるが、将来3年後、5年後、10年後にはこれだけの税収が入る、これだけの個人所得が入る、そういうのもお示しになれば、そのリスク、確かに

物事をするにはリスクが伴うわけでございますし、行政としては失敗を許されないわけでございますけれども、前に進むということになりますと、そういうのをちゃんとしっかり計画して、どれだけのリスクを背負う、でも、これだけの村に対する利益というか、得する部分があるんだよというのをちゃんとマネジメントしていけば、村民も理解してくると思うし、本気度がうかがえると思うんです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど一生懸命やれば応援する、西郷村をよりよく、方向性は一致しているという心強い応援ありがとうございます。一生懸命やっていきたいと思っております。

まずは、今年は工業適地調査事業によりいろいろなノウハウを調査しながらやっていきたいと考えて思っています。それから、企業誘致課については、それらを踏まえて、いざやろうというときには、そのメニューとか、ある程度決まった段階には村一丸となってやっていきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ぜひともお願いいたします。大変、これ4年前と違って、国の体制も大分変わりました、大変厳しくはなっております、状況が。今回、圏央道の話をしましたけれども、今度、外環道も通じるようになりました、市川のほうまで。東京近郊が大分使いやすくなった、リニアモーターができるようになるというのと、非常にここで地理的優位性を主張していましたがけれども、非常に難しくなる。人口も減る。この中で7番議員に言っていた雇用、労働力どうするんだという話も、だんだんこ今増えていますけれども、低くなる。そういういろいろな条件がそろっていますので、これからしていくのは具体的にどこをターゲットにするかとか、そういう人脈をたどるとか、いろいろな戦法で、4年前より大変厳しくなっていると思っております、現状は。ですから、公約に掲げた以上は、これはぜひ実行していただきたいと思っております。

次にまいります。道の駅構想でございますけれども、ここで村長の道の駅構想出てきます。今、産直、直売所が9日にグランドオープンなされましたけれども、まず、道の駅が先に出てきちゃったので、道の駅の構想でございますけれども、どのような計画を持ってこれから進めていくのか、その道筋をお示してください。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 道の駅構想についてお答えいたします。

まるごと西郷館は、役場周辺エリアにおける、生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画の取り組みの一つとして、多くの人々がにぎわいを創出し、地場産業の振興を図ることを目的とした施設でございます。

昨日もかなり入館されまして、昨日は775人、トータルにしますと5,200人、売り上げが419万円ですので、1日当たり140人の入場者、売り上げが約80万円となっております。将来は、この施設周辺をさらに発展させ、道の駅に整備したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 計画の目的、今、村長がおっしゃったにぎわいの創出と言っておられました。駅前の施設、名前も忘れちゃったから、駅前に7,000万円を投資してつくったあの小屋、何といいますか、あの施設ですね。今も管理費かかっております。どのような効果があったか、全然ない。実際問題、ああいうものを行政が造って、本当に無駄な税金を使ったなと私は思っております。

今、道の駅構想で、にぎわいだけではだめなんですね。さっき言ったように、そこに税込と雇用と、そこを頭に入れていただきたいと思っております。それで、この直売所、村長、何千人来ていただいた、700人来ていただいた、これは私たちが最初の選挙でトップ当選とか、大変票もらったと同じ現象でございます。珍しさだけ。私も2日後、3日後、西郷で農家をやっていらっしゃらなかった2人の方、また、白河から来ていただいた方、また、私たちのように小売店を営んでいる方に意見を聞きました。大変厳しい意見でございました。私は、ここでこれから出発する部分でございますので、その結果についてはお話ししません。

直売所が成功する、最初の所期の目的、農業振興と担い手の育成、これが第一だと思っております。ですから、是が非でもこの直売所が成功裏に終わっていただきたいなと思っておりますけれども、その目的をしっかり把握しないと、ただつくって、終わり。失礼ですが、大信にも去年できましたが、今、閑散とした状況でございます。こういうことを見た場合、税金を投入する、その結果が問題でございます。村長、今言ったにこにこ顔は、3か月後におっしゃっていただければ、私が言っていることが理解できると思うんでございますけれども。

本当に、どこの自治体もこのような、もう道の駅でも1,700以上全国に出てきております。もう1自治体に、行政区に1個ぐらいの割合でもう出ておりますけれども、意外と成功していることはありません。それを行政側は、お客さんがこれだけ集客あったとかなんとか言っておりますけれども、4割以上は失敗に終わっております。ですから、本腰を入れて頑張りたいと思います。

先ほどちょっとお話ししましたがけれども、一般質問の前にですね。ここ、担当課は農政課でございます。課長がここを頑張っておオープンさせていただきましたけれども、課長も私たちと一緒に成功事例、あっちこっちの道の駅を見ているんなことを勉強なさったと思います。1つ、これは質問なんですけれども、レモン市場、レモンの原理

と申しますけれども、この意味をご理解できているでしょうか、課長お願いします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

申しわけございませんけれども、レモン市場については存じ上げてございません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは通告なしでしましたので、別に知らなくてもということではないんですけれども、当然といえば当然かもしれません。これは、1970年、米国の理論経済学者ジョージ・アカロフが、レモン市場、品質の不確実性とマーケット・メカニズムという論文を発表した、そのレモンの原理という部分でございます。

これ簡単に言いますと、アカロフは中古車市場を例にとって説明しております。まず、欠陥車レモンと優良車ピーチという分け方しております。なぜレモンかといいますと、レモンは外見ではその中身が腐っているか腐っていないかわからない、そういう意味でレモンという比喻というか、例えでしたと思うんですね。ピーチというのはもう最初から表面に腐りが出ますからその状態がわかる。これは、買い手が高い金額を払って欠陥車を買うことをおそれて、品種のいい品物に高額の出さない。価格的に低い価格で消費者は買うという意識なんですけれども。これ、情報の非対称性という話なんでございます。

この辺はなぜ今出したかという、こういう道の駅、直売所にしても、経済理論で動いている。全てニーズ、お客さんがいて、それを買っていただくという部分でございますけれども、その商品自体に商品価値がなくなる、低い値段になっちゃう、売り上げというか利益が取れない、こういうことが頭のない我々、私はちょっと勉強しましたけれども。一般の行政職が、商売に手を出すということはこういうことなんです。素人が、玄人のところに入って行って商品を売っていく、その市場原理をわかっていられなきゃないと、この失敗に陥りやすい。

ですから、この公社を設立したのはわかります。わかりますけれども、そこにぜひとも玄人、本当にそういう理論わかっている人を入れていただきたい。じゃないと、この直売所は失敗します。大分前に私、苦言呈したときがあるんです、この第三セクターが失敗する3つの共通点。これ、課長理解していただかなかったのかなと残念に思うんですけれども。今、出始めですからあんまり苦言呈したくないんですけれども、こういうことをきちんと勉強して経営に当たっていただきたい。

農業公社の皆様方を見ると、私、本当に勉強なさっている、勉強はいろいろな分野でされているんでしょうけれども、つくるほうの勉強はされているんでしょうけれども、売るほうの勉強というか、知識にたけている人が入っていないのが残念に思っております。ぜひともこれは絶対成功しないと、西郷の農業振興、農業をこれから担っていく人たちが夢を持って、希望を持って、そちらのほうに進んでいかなくなるのかなと思っておりますので、ここ2年、3年でぜひともそういうソフトの部分をもっとしっかりやっていただいて、この経営に携わってほしい。

本当にこれから農業、西郷の農業、ここにかかっていると云っても過言でありませ

ん。私たちも一生懸命勉強して、どうしたらあそこが日本一の道の駅、直売所になるかなど。協力させていただきますけれども、ぜひともその辺を考えていただいて、最初の所期目的をしっかりと明確にさせていただきたいと思います。ここに公社、直売所の責任者とか何かいましたけれども、まずそっちの方向で農家の方々、これから入られる方々に夢と希望を持てるような方向にいていただきたい。

具体的に言いますと、ほかを見てきますと、農業後継者になってもいいという基準が1,000万円です、売り上げ1,000万円。ここを達成するように、人が来ただけじゃだめだということなんです。村長、今は浮き浮きできない状態ですよ。ですから、その辺をちゃんとわきまえて、これから成功に導くよう、直売所、次に道の駅構想をしっかりとさせていただきたいなと思っております。

改めて村長に伺います。今のお話を聞いて、一言お願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 貴重なご意見、本当にありがとうございました。

職員一丸となって、そのようにならないように、西郷の農業の担い手振興を図っていきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 次の質問に移らせていただきたいと思います。

小規模企業の振興についてでございます。

これは、以前申しました第3次振興計画に小売店、小売業に関してはあったんですけども、第4次振興計画にはほとんど入っていらっしやらない。商工会が動いているとおっしゃいましたが、商工会も動いていない。この地域を担う小売店、これも大変倒産というか廃業に追い込まれております。この辺もしっかりやっていただきたいなと思います。これは、回答は結構でございます。

次でございますが、観光振興についてでございます。

これも、何をどうするんだというのがはっきりわからない。これも、先輩議員がおっしゃっていたので省いていきますけれども、羽鳥湖にまで雪割橋を通してスキー場まで行くという話で、交流人口を増やすだけなんですけれども、基本的に観光振興、地元で金を落としてくれるシステムをつくらないと、何のために橋をつくったか、何のためにスキー場まで行かせるか、皆目見当が付きません。ですから、この観光振興について、どのようなお考えで、何をしたいのか、明確に答弁していただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 観光振興をどのようにやっていくかというご質問ですが、観光は史跡、旧跡、景勝地などを見て回るだけのものから、体験型、交流型、いわゆる着地観光へと変化しております。新しい雪割橋を活用した観光づくり、PPKと連動したウォーキングコースの整備、農業体験や直売所との連携など、観光を通じての人の交流、村の活性化につながるような環境整備を図ってまいりたいと考えております。

そのためには、そこに携わる人が必要であり、やはり観光の主役は地元の住民であ

り、多くの住民が観光にかかわり合いを持ってもらうため、住民参加型の自然を生かした交流を核とした観光のスタイルに取り組んでまいりたいと考えております。

雪割橋をつくって、その先どうするかということですが、この道路を整備しまして広域観光の連携が図られ、人の交流、地域経済の活性化につながることを期待しております。単なる通過点にならないよう、温泉地、遊歩道、文化財などといった従来の観光資源の磨き上げやそれらに結び付けたルートづくりを行い、誘客につなげてまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 大変わかりました。わかりましたけれども、その橋をつくっているのはもう2年も3年も前からなんですね。ですから、それと並行して、つくってどのくらいの人口がそこを通過して、金をどういうふうにとすのか、落とすのか、落とすだけなのか、その辺もちゃんと計画していただきたいなと思っておりますけれども、その辺の考えをまとめていただきたいと思っております。

要は、これ何回も言っているんですけども、観光推進課、人が足りない。今、課長がいろいろ計画して……（不規則発言あり）失礼いたしました。訂正いたします。商工観光課がいろいろ政策打ってくれているんです。税収もおりているところは、これからここが4号線沿いプラス甲子街道にそこなんだろうけれども、甲子温泉等々なんだろうけれども、いろいろ政策を考えるのも商工観光課もいろんなのをやっているのをディスカッションしながら、私、いろいろ仕掛け合おうというその意欲を感じて、ただ人が足りない。

ぜひとも、これから税収を増やすシステムをつくるには、地域の活性化、大変重要でございます。ここで起業する人、そういうのもつくってほしいし、現在努力している人、その人にも頑張るシステムをつくっていただきたい。それには人が足りない。実際、村民の方々は職員多過ぎるんじゃないとか何か言いますが、私、中でそういう方向でいたんですよ、私も。でも、実際見たら、企画財政課も商工観光課も本当に人が足りなくて、みんなかけ持ちであれもこれもやっているという現状、それを見て、本当に一生懸命やれば1人600万円で職員を雇ったとして、それが1,000万円、2,000万円、1億円、10億円の金を生む可能性があります。村から、国からも引っ張ってくる、その政策もつくっていけると思います。ですから、何かをなすためにはやっぱり人員の確保というか、人は必要だと思いますので、その辺のことも配慮しながら、次に行っていただきたいと思っております。

次にまいりたいと思えます。

6番、保育料、処遇改善についてでございます。

これも、先輩方から大分あったんですけども、1つあってほしいのは、私の息子の話をしたいんですけども、ここでは我慢します。1つは、絡むんですけども、今、新たに保育所ができます。そのために人が欲しい。人がおっても、要はゼロ、3歳、これは教育のほうでやるかやらないか難しいところなんですけれども、まず、質が問題なんです。教える先生方。国は、ゼロ歳、3歳をただ女の保育士が行って、

泣くのをやめさせてよしよしするぐらいにしか国は考えていません。でも、人間が人間として人間になるというのは、そのゼロ、3歳が一番重要なんですよ。

本来でありますと、そこを相当レベルの高い、人間的に仁徳というか、徳を持った人間がそこに入っていたかかないと、今、3月6日に5歳児虐待死、両親逮捕、これでございます。非常にこういう悲惨な事故が起こるわけでございます。ですから、これは育てたほうに問題があるんですね。こういうものができたというのは、明治以降、日本が拝金主義、お金至上主義できた結果、よい面もあったんですけども、心の教育、心の貧しさが引き起こした結果だと思っております。

ですから、この辺をしっかりするためには、村長言いましたけれども、国の前段階でやるという話のレベルじゃないんですよ、人を育てるというのは。これ永続して国が無償化するんだったら、その前のゼロ、3歳児も西郷村はぜひとも無料化でやっていただきたいし、保育士に学校の先生と同等の待遇を与えて、相当研修も積んでいただいて、本当に次の世代、みんな口では国の宝だとか何とかの宝と言いながら、本当にお金をここに使わないんですよ。それは簡単なんです、決める人が男の論理、男の感覚でこういうものを決めていくから、小さい子どもはお母さんがだっこして乳を飲ませれば育つみたいな感覚でいた人たちが決めたやつだから、こんな保育士を軽視しているようなところがあるんですよ。

ですから、西郷村はもっとここにお金を使って、これは政策にもあるんですね、子育ては西郷でしてください、働くのは白河でしてください。だから、西郷に子育てするときは相当な充実した子育てをします。幼稚園に上がるまでに人間の能力って大体決まります。高等教育無償化になっていきますけれども、この学校に上がる前までにどれだけを子どもに愛情から何から注いだかで、高等教育といっても東大に入る人とか決まってきちゃうんですよ。

ですから、西郷は東大に入る人じゃなくてもいいんですけども、本当に人間味があつてすばらしい、社会に役立つというのも大事かもしれないですけども、人間的に仁徳というか徳を積んだ人間形成をする村だと、そこをアピールして、ぜひ西郷に住んでくださいというような、そういう打ち方でこういう問題もひっくるめまして、切に願いたいと思っておりますけれども、村長の考えはいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 貴重なご意見、本当にありがとうございます。

私も、ゼロ、3歳が人間形成の上で一番大切な時期だと思っております。何よりもそれを教える先生の教育のあれですね、が必要かと思っております。もう十分これを認識しながら、前に進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それでは、次にいかせていただきます。

2025年問題でございます。

これは、非常にこれから難しいというか、これは国の政策にかかわる問題なんですけれども、報道機関は一切この問題に、非常にこれから重要で大変な時代になってい

くのマスコミ等は一切報道しておりません。これから課長が説明していただければと思いますけれども、この高齢者にかかわってくる部分、人口減少においていろんな事例が高齢者にかかわっていても事象が出てきますけれども、どういうことが問題なのか、改めて担当課長から、医療関係についてでございますが、健康推進課長、ぜひとも、時間がないので簡略にお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

2025年問題、健康推進課のほうでは高齢者を中心に行っておりますので、その高齢者を中心にお話をさせていただきます。村では、高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画を立てました。その中において、どれくらい高齢者が増えるかというのを推計いたしております。65歳以上ですと、平成29年は4,569人だったのが2025年に5,405人になる。高齢化率が22.1%から26.8%になります。それから、介護の認定者も661人から830人に増えます。介護の保険料でございますけれども、5,700円から約7,000円になるであろうという試算が出ています。この結果からすぐに言えるのは、社会保障費関係の増加、先ほど議員おただしのように医療関係もニーズが増えてくるということですので、それだけ医療費等も増えてくるのではないかとこのように推計されるということです。

これらの推計がございますので、まず、村では予防と軽減ということで各種教室等を行っております、心身機能の改善プラス生活の質、それから日常生活動作を引き上げると、向上に向けていきたいということでやっております。それから、施設の整備ということで、昨日も一般質問の中でお答えいたしましたけれども、小規模多機能型、それから小規模特別養護老人ホームで入所待機者を減らしていこうということも考えております。

さらには、一番大きいところは、今後予想されるものでは、担い手ですね、介護や福祉の担い手の減少ということで、今まで介護福祉は専門家に任せればよいという考えから、住民の皆さんが可能な限り担い手として参加いただいて、自分たちにもできることがありますよという認識を持っていただくために、それを推進する協議体の設置を現在進めているところでございます。昨日、6月6日にも地域づくり勉強会と題して説明を実施したところですが、100名を超える多数の皆様に参加いただきまして、今後はこのご協力をいただける皆様方を中心として事業を展開していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、自助、互助、共助、公助、地域包括ケアシステムをつくっていくという中に出てくる言葉でございますが、そのバランスをとりながら対応することによって、持続可能な介護、高齢者福祉の施策を推進していきたいと考えております。

時間のほうがなくなってしまうてきましたが、1つ、今ほど議員さんのほうからありましたので、人口が、村のほうはあんまり減るといふ予想は立てておりませんが、そのほかには健康推進課以外でも、超高齢化社会が来るといふこともあります

し、生産年齢人口の減少とか、あと少子化等々、そういうような2025年にかけての問題は、健康推進課1つではなくて村全体として捉えるべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ありがとうございます。時間がないところで、説明していただき。

これ本当に大変だというのは、介護保険制度、これは医療機関、医師に聞いたところ、倒産する、医療機関が倒産するのが増える。倒産しなくても、52%の医師が介護保険がなくなると言っています。48%でも条件付きです。患者負担の増加と消費税の増加でございます。条件付きでございます。年金、年金のほうはもっとひどいんですよ、これ。今は100兆円ぐらい余裕を持っておりますけれども、これも2025年度150兆円に増える、社会保障費、120兆円から150兆円。そうすると、これが現実的に今の維持をするのに15%の消費税を上げなきゃならない。これがムードじゃなくて、2025年にはリアルに変わってくる、こういう話がございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 1 1 番 上田秀人君

1. 特別会計について
2. 教育行政について

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の 1 点目といたしまして、特別会計についてということでございます。

現在、この西郷村においては、墓地特別会計、国民健康保険、公共下水道事業、農業集落排水事業、介護保険事業、後期高齢者医療、あとは公営企業の絡みで水道事業、工業用水道があるというふうに理解をしております。

村においては、特別会計に対して一般会計のほうからいろいろな繰り出しをしております。また、負担金の支出もしております。まず、この金額について、今回質問を入れておいたんですけれども、今定例会が始まる時に議長を通じまして資料請求を行いました。議長のほうから、その資料のほうを私のほうにいただいたものですから、この部分についてはちょっと割愛させていただきたいなというふうに思います。

ただ、今回はもう少し詳細な資料を議長を通じて請求したいと思いますので、その際には担当課に対してはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そこで、1 点、まず素朴な疑問といたしまして、この特別会計というものはそもそも何なのか、このことをまず担当課からご説明いただきたいと思います。

議長におかれましては、大変申しわけございませんけれども、ここで休憩をとっていただいて、午後一番に答弁いただければ私のほうも助かりますので、取り扱いよろしくお願ひしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、ここで一般質問の途中ではありますが、午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 4 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1 1 番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 1 1 番上田議員の一般質問にお答えいたします。

特別会計についてということでございますが、特別会計は特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入・歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計ということになっておりまして、国民健康保険事業、それから下水道事業、そういったものが特別会計ということになっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 1 1 番上田秀人君。

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番。議員 2 0 年もやつて、特別会計もわかんないんですかという答弁をいただくのかなと思って今心配したんですけれども、丁寧な答弁、あり

がとうございます。

私も質問するに当たって、ちょっと確認をさせてもらったんですけども、いわゆる地方自治法の209条、この中で会計の区分ということで規定されていますよね。この部分、地方自治法はもう当たり前のことなので、これによって区分されているということで、今、担当課長からお話ありましたように、法令によって特別会計の設置が義務付けられているもの、あとは条例によって設置しなければならないものというふうに分類がされているというふうに理解をすることでございます。

課長が今答弁されましたように、会計を、いわゆる独立の原則、原理原則は独立会計でやりなさいよというのが原則だというふうに理解をしております。これに関しても、自治法の209条なんかを見てみますと、この解説書を読むと、その会計が煩雑になるので、切り分けすることによってより明確にわかりやすい会計ができるよということが規定されています。そういったことを踏まえて、質問していきたいというふうに思います。

2点目といたしまして、では、なぜ西郷村においては特別会計に繰り出しを行っていいのか、その理由についてご説明していただきたいというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

なぜ、一般会計から特別会計に繰り出しするのかということですが、今、議員言われましたように、特別会計につきましては独立採算制の原則、受益者による経費負担の原則に基づき、その特定の歳入をもって特定の事業を行うということが原則でございますが、事業遂行のため、一般会計より各特別会計に一部繰出金を支出しております。

一般会計から特別会計に繰り出しするものの内訳といたしましては、国が定める繰り出し基準に基づき一般会計が負担するべきものとして支出されます法定繰出金とそれ以外の法定外繰出金の2つに分けられます。法定外繰り出しにつきましては、国民健康保険特別会計では乳幼児・児童医療費、妊産婦医療費の助成等の福祉施策による医療費の保険料負担を軽減するために、村が独自で行う政策的な経費に対しての法定外繰り出しを行っておるところでございます。

公営企業につきましては、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、また、公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費以外にも、公営企業会計の財源不足を補填するため、法定外支出を行っております。

以上のような理由で、一般会計から特別会計への繰り出しを行っているということでございますので、ご理解お願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁いただいて、いわゆる法定繰り出しと法定外繰り出しの2種類ということで答弁をいただいたわけですけども、法定繰り出しに関しては、法の定めによる繰り出しということで、さきに申し上げましたように

これは特別会計の設置が義務付けられている場合の部分が一番大きいのかなというふうに思います。あとは、経費として上げるべきではないというのも言い方おかしいんですけども、例えば人件費とか、こういったものに関しては法定で認められている部分があるというふうに理解をしております。

もう一つの法定外繰り出しということで、例えばというお話で、国民健康保険の中での子ども医療費無料化、あとは妊産婦の方の医療費の無料化ですね、助成制度のね、この部分に関しては法定外繰り出しだということで、いわゆる政策的繰り出しだというふうに理解をします。

そういった中で、例えば今、引き合いに出された国民健康保険に関しては、子どもさんとか妊産婦さんというのは全村民が該当してくる部分が大きくあるのかなというふうに思います。そういった中で、その件に関しては議会の中でも子ども医療費助成制度、無料化の助成制度を実施しなさいよと、あとは妊産婦の健診に関しても15回までの健診を無料化すべきじゃないとか、こういったものは一般質問なり、あとは議案質疑の中で出されてきて、その結果を受けての話かというふうに思います。

あともう一つ、国保の話をするれば、保険料がかなり高くなってきていると。もう負担の限界も超えているということで、その部分についても法定外の繰り出しをやっているというふうに理解をします。ただ、これは直接保険料ではなくて、支払い準備基金だっけか、そちらのほうにお金を入れて、それで保険料の引き上げにつながらないように村は努力しているというふうに理解をしております。このことに関しては、議会側から要求が出ているものが、いわゆる執行部のほうで具現化して形にして予算化してきているものであるということで、議会も承認しているということで、これは法に反することではないのかなというふうに思います。

一番今後気になってくるものが、課長の答弁の中にもありましたけれども、水道事業なり、あとは公共下水、農業集落排水、この部分が非常に気になってくる部分かなというふうに思います。この水道事業とあとは工業用水道ですね、これに関しては、少し違いますよね。特別会計の中でもね、先ほど申しあげましたように、これは公営企業法というものが絡んできます。

まず最初に、地方財政法の第6条で公営企業の経営ということでいろいろ規定されていますよね。その後に絡んでくるのが、公営企業法の第2条、企業の範囲、17条で特別会計、17条の2項として経費の負担の原則、18条として出資、18条の1として補助金貸付金とか、こういうふうな絡みが出てきますよね。これに基づいて運営しているのかなというふうには思いますけれども。地方財政法の第5条の中に、会計の区分として①地方自治団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分するというふうに規定されています。これをもとにやっているんだというふうに理解をします。②として、特別会計は、公営企業その他特定事業を運営するとき又は特定資金若しくは特定歳入・歳出として一般歳入・歳出と区分して経理する必要があるときに限り法律又は条例で設置することができる」と規定されております。

この中で、先ほど私申しあげましたように、地方自治法の第209条の会計の区分

という中で区分がされて、そして今申し上げました地方財政法の第6条、公営企業の経営とか、さまざまなこういう法律の縛りの中でいろいろ実施してきているというふうに思います。

では、ここで伺いたいと思うんですけれども、村の条例においてこの繰出金についてはどのように規定されているのか、そのことをまずお示してください。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ちょっと今の調べるものがあるということでございますので、ここで、じゃ暫時休憩いたします。

（午後1時10分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時12分）

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 申しわけございません。ちょっと今確認したんですが、わかりませんでしたので、後ほど確認させていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。大変申しわけありません。ヒアリングでお話ししたこと以外のことを今質問してしまいましたので、ただ、村としてこういう条例が制定されているものだという理解のもとに今質問させてもらったんですけれども、公営企業法なり、その中で、いわゆる公営企業繰出金の中で経費負担区分ルールについてということで規定されているというふうに私理解をしておりました。これについては、毎年度、繰り出し基準として総務省より各公共団体に通知されているということで、国のほうから通知があって、その基準を設けて、その基準をもとに条例化されているのかというふうに思っておりました。

この繰出金の中には、補助金、負担金、出資金、長期貸付金というふうな分類がされていて、こういったものが条例化されているのかというふうに思っていたんですけれども、わかり次第お答えいただければというふうに思います。

そういった中で、いわゆる公営企業においては事業を行っていく上で人件費から委託料、起債償還分、建設費、維持管理費、その他事業会計に必要とする経費というものは、独立採算で行うべきものかなというふうに理解をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、その人件費に関しては法定の繰り入れ部分でカバーする部分もあるのかなというふうに思いますけれども。その会計内で実際に経営ができていないというふうに私は理解をします。ですから、この法定外の繰り出し、一般会計から見ればですよ、繰り出しを行っているというふうに理解をするんですけれども、その理解でまずよろしいでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

繰り出しする理由といたしましては、やはりその事業の収入だけで賄えないという

ところがございまして、一般会計からの繰り出しをしているというところがございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、担当課長のほうから収入だけでは賄えないという答弁でしたよね。でしたら、なぜ料金改定を行わないんですか。水道事業にしても、公共下水にしても、農業集落排水にしても、料金改定というのはずっとしていないという私理解していますけれども、本来であれば受益者が負担すべきものですよね。それがなぜ、じゃ料金改定が行われていないのか、その理由について、じゃ伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

本来であれば、収入をもって賄うということが原則ということをお願いしましたが、それを全てカバーするために料金を上げるということになりますと、恐らく何倍にも料金ははね上がってしまうというところがあって、全てを料金を上げるということではできないわけでございますが、料金改定につきましてはそれぞれ審議会等というところで審議がなされて料金が決まるんだろうというふうに思っておりますが、現時点ではそれが今までなされないでここまで来てしまったというところが現状のかなというふうに理解しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。審議会で審議をして、答申をいただいて、それで料金設定してきていると。ただ、それが十分ではなかったという答弁かなというふうに理解をします。

ただ、これは地方公営企業法の第17条の2とかに、あとは3、あとは18条、18条の2項、これらに絡んてくるんじゃないかというふうに思います。地方公営企業法第17条の2、次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。1、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、2、当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。第17条の2として、地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない、この規定に反するというふうに私は理解をします。

あとは、17条の3項で、災害の復旧その他特別の事由がある場合には、一般会計、ほかの特別会計から地方公営企業の特別会計に補助することは認められています。ですから、3・11、2011年の地震のときですか、ああいった場合に公共下水とか、

大きな被害出ましたよね。ああいった場合には、災害復旧のために一般会計からの繰り出しというのは認められるというふうに思います。しかし、それ以外はなかなか厳しいんじゃないかというふうに思います。

ただ、やっていないのは十分にわかりましたので、そういった不公平感がありますということをもと認識していただきたいなというふうに思います。特に、この公共下水に関しては、あとは農業集落排水ですよ。村全体がその受益区域であれば、ある種、目をつぶる部分はあるのかなと思います。しかしながら、特定の区域、整備区域ということで特定の区域だけが受益区域になっている。それ以外から外れた人は何の恩恵もないですよ。村が全村整備区域にしますとって整備したら、これまたとんでもないことになってしまいますけれども。ですから、特定の人にだけ、いわゆる一般会計から、一般の村民の方が納めていただいた税金からそのお金がそこに流れているということは、果たして適当なのかということをお私が一番言いたいところなんです。

このことに関して、じゃ、どのようにお考えになりますか、まずちょっと伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

確かに議員言われますように、特定の区域というところに税金を投入するというところについては不公平感とか、そういったことにもつながっていくのかなと思われすが、かといって、じゃ全て料金で賄いますのでということ、今までの料金を何倍にも上げますということが一遍にできないということも、またこれ事実かなというふうに思いますので、その辺は料金とあと一般会計からの支出のバランスというところを勘案しながら決めていくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま担当課長から答弁いただいたんですけども、まさにそのとおりだと思います。これ、例えば受益者のみにその料金を設定をした場合には大変な金額になってしまう。恐らく負担し切れない部分が出てしまうだろうなと思います。ただ、そういった中で、整備区域の中においても接続されていない方もいらっしゃいますよね。こういった方たちに関しては、きちんとやっぱり働きかけをする、それと料金をもう一度ちょっと計算し直す必要があるんじゃないかというふうに私は考えます。

これは執行部ばかり責めるわけではありません。ただ、一番私が言いたいのは、無計画にこの計画を、下水道整備とか農業集落排水の計画を無計画だとも言えるような無謀な計画を進めたんじゃないかということをお一番指摘したいんです。きちんと本来であれば収入の金額の中で整備をしていくべきだったものを、いわゆる無計画とも言えるような、どんどん広げてしまって、大きく広げ過ぎたゆえに、今度はもう自分の収入だけでは賄えないということで、一般会計から繰り入れをしてもらっているという状況ですよ。これはやはり一番反省していただかなければならないし、これは議

会側もやはりそれを今まで認めてきたということは反省すべき点かなというふうに考える一つであります。

その中で、今申し上げましたように実際にこれ、計算をもう一度し直すべきではないかというふうに思います。これは一度計算をして、議会側にやはり示すべきだと思います。実際に収入だけでやるとなったらこの金額になってしまうとか、そのことを一度議会のほうに示していただいて、議会側もそれに対してどう対応すべきか、議会はそれを承認してきたという責任もごございます。そのことをやはり両方、双方向で考えていきたいというふうに考えていますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

今後、どうしていくのかということかと思いますが、各公営企業が将来にわたって安定的な事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定というのが義務付けられました。村では、平成29年3月に西郷村下水道事業経営戦略を策定しまして、ホームページで計画公表しております。

また、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上と、さらに的確に取り組むために民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等に努めることが義務付けられました。国で示す基準では、人口3万人以上の地方自治体が対象ですが、当村では公共下水道事業、農業集落排水事業の各特別会計につきまして、水道事業、工業用水道と同様の地方公営企業会計の適用を目指し、平成28年度より移行作業に着手し、平成32年度からの法適化を目指し事務を進めているところでございます。

この地方公営企業法適用化によりまして、適切なコスト決算が実施可能になり、より効率的な整備手法の選択、更新投資の合理的な推計を行うことができ、また、原価の適切な把握により適正な下水道使用料の設定と経営健全化につなげていきたいというふうに考えております。

これらの実施にあわせまして、一般会計からの繰り出しにつきましても見直しが行われるものと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今説明いただいて、国からいろんな指導が入っているというお話かというふうに思います。いわゆる、前に健康推進課長のほうからも答弁の中で出てきた見える化システムということかな、国が今、特別会計に関していろいろ指導してきているということで理解をすることでござります。

ただ、私は常々ここで言うのは、国が一番ずるいと思っています。国は、この公共下水なり農業集落排水やりなさいよとどンドンけしかけてきましたよね。それに安易に乗ってしまった村も悪いとは思いますが、それを認めた議会も悪いというのは先ほどから言っていますけれども。

国は、かなり高補助率で事業を推進しましたよね。やりなさいと推奨しましたよね。

補助率がこの間伺ったら5割程度、残りの5割のうち4割くらいが交付税で見ますとかなんとかと約束をしながら勧めましたよね。ところが、今になったらもう手のひら返したように、何もしなくなってきた。今度は何言っているの、自治体で努力しなさいよ、民間企業のノウハウを手に入れなさい、広域化しなさい、そんなふざけた話ないんじゃないかと思っています。そんなことを言う前に、国はきちんと約束したとおりに出すものは出せと言いたくなります。

このことは村長、いろいろな会議において国に対してこの部分はきっちり要求していくべきだというふうに考えます。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今まで上田議員の質問を聞いておまして、全くそのとおりだと思います。機会あるごとに上申してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。それじゃ、続いて、また質問を続けていきたいと思えます。

先ほど答弁の中でありましたように、特別会計の設置が法令によって義務付けられているというふうなお話がありました。この中の一つとして私は理解をしておりますけれども、違うんであれば違うと言っていたらと思うんですけども、いわゆる介護保険の特別会計もございまして。私が理解しているのは、介護給付費の12.5%分、これが法定繰り出しだというふうに理解をしておりますけれども、これで間違いないのか。

この法定外繰り出しに関しては、この12.5%以外の繰り出しについては担当課としてはどういう対応をとられているのか。お財布持っているほうなのか、もらうほうなのか、どちらが答弁されるのかちょっとわかりませんが、お答えいただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 上田議員の質問にお答えをいたします。

議員おただしのおり、国のほうで市町村の負担割合、介護保険法第124条でたしか定まっていると思うんですけども、12.5%ということで市町村は負担をしなさいということになっております。今年度の予算で見ますと、一般会計からの繰入金としてその率で居宅給付、それから施設等給付、介護予防事業給付ということで、その分について12.5、それから包括的支援事業、任意事業については19.25とちょっと率が変わりますけれども、その分については計算をして一般会計からのほうから入れてくださいということで要求をいたして、今年度の予算のほうに計上してあります。

そのほか、実はその他の一般会計繰入金ということで、職員の給与費等につきましてはまた別個に繰り入れをしていただいていると。その額、当初でいきますと約3,300万円くらいの額を繰り入れをしているというのが状況でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 法定繰り入れの分で説明を今いただきました。あと、職員の給与に関しては、一般会計のほうから入れてもらっているというお話でしたけれども、私が言いたいのは、法定外繰り出しの分について、職員給与の分以外の部分で繰り出しはしていますかということ、いわゆる介護に該当される方の救済措置としての繰り出しというのは行っていますかということを確認したいんです。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

事務費繰り入れ分等ということでよろしいでしょうか。介護予防のケアマネジメント、それから一般介護予防の事業分等などにつきましても……失礼いたしました。そのほかの低所得者の介護保険料の軽減負担分等などにつきましても繰り入れをしているよというところがございます。先ほど言いました事務費繰り入れの中には、賦課徴収費、それから介護認定調査費、運営協議会費等々がございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。じゃ、率直に申し上げます。2年前の一般質問のときかな、私ここでお話しした記憶があるんですけども、当時、介護保険料月額1,000円引き下げできるんじゃないかということで、村の繰越金の中の金額の一部を取り崩せば月額1,000円引き下げられるんじゃない、65歳以上の人でね。この金額が間違っていなければ、5,300万円という金額をここでお示ししたような気がする。

当時、繰越金の額を見ると十分に対応できるなということでお話をしたんですけども、そのとき村長が、当時の村長ですよ、今の村長じゃありませんから、やるのかやらないのか、はっきりしないような答弁だったと。でも、何となくニュアンス的にやるのかなというような感じがしたんで、そのときあんまりしつこくしなかったんですけども、その後見ていると全然対応されていないと。これに関しては、じゃ担当課ではどういう対応をとられているのか、伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

以前の一般質問で上田議員さんのほうから確かにそういうご質問がございまして、その後、繰越金につきましてはそのまま積み立てているということでございますが、今回の第7期の介護保険料を決定するときにも、繰越金がございますので、そちらの部分を入れて料金を引き下げるといことも会議の中では出ました。実際に6期と7期と同じ5,700円ということでやっておりますが、別な答弁でお話ししたとおり、今後第9期のときには約7,000円弱の介護保険料になります。その前に、もう一度改定がございまして、六千数百円という予想が出ておりますので、そちらのほうの金額が出てきたときに、急激に上がらないようにそちらのほうに充てていきたいと、健康推進課のほうでは現在のところはそのような考えを持っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。確認したいんですけども、今その5,700円の料金、今期の料金にする場合に、そのときに繰越金の対応と言いましたよね。これは一般会計からの……（不規則発言あり）じゃなくて、介護保険事業の中の繰越金ですよ。私が言っているのは、特別会計への繰り出しということで、一般会計から見ての繰り出しの話をしていますから、一般会計からなぜ繰り出しをしないのかということですよ。

単純に先ほども言いましたように1人1,000円やれば、今四千何人でしたっけ、先ほど答弁したのが65歳以上の人。いいです。1人1,000円を引き下げするのに、一般会計の中から幾ら繰り出せば引き下げできるのかということを確認したいんです。特別会計内では、皆さんから預かったお金の中のやりくりなんで、何の恩恵もないですよ。先ほど言いましたように、公共下水なり農業集落排水なんかは一般の方から預かったお金の中のものをその特別会計の中に繰り入れをして受益者の負担を下げているという、こういうあれがありますよね。そういうふうに今すべきだというふうに私は思うんですよ。

先ほど同僚議員の質問に対する答弁の中でも、2025年では高齢化率は26.8%になってくるという話で、あとは介護保険料ももう基準が7,000円くらいまで上がってきてしまうと。今ですら、私はもう負担の限界を超えているというふうに理解しています。

前村長も、前の料金のとき5,700円か、この保険料に対して負担の限界を超えていると思いませんかと言ったときに、前村長の答弁は、私も超えていると思うというふうに答弁されている。しかしながら、何も対応されなかった。これに対して、私は何か納得できないものがあったんで、ですから一般会計から繰り入れをすべきではないかというお話をしたんで、それに対しての考えはいかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

1,000円まず下げるのに、金額が幾らかというのはすぐにちょっと出ないものですから、申しわけございません。

議員おっしゃるように、前村長のときの答弁の中で、私も議員から、一般会計を繰り入れて罰則等はあるかというご質問をいただいたかと思えます。そういう罰則等はありませんとたしか答弁をさせていただいたところでございます。それで、その一般会計からないので実際繰り入れを行ったのかと言われれば、現状行っていないということでございます。罰則規定はないにしろ、介護保険の趣旨等々から介護保険の中身の部分で一般会計からの繰り入れはなじまないのではないかという考えのもとに、一般会計からは繰り入れてはいないということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 一般会計からの繰り出し、財布を握っているほうとすれば繰り入れだよ。それはなじまないんじゃないかというお話なんですけれども、だったら全ての特別会計そうなんじゃないですかね。国保も今いろんな形で、子ども医療費、妊産婦さん、いろんな形でやりくりをしている、公共下水もやっている、農業集落排水もやっている。そういった中で、じゃ、なぜ介護保険だけはやらないんですか。国保の、国民健康保険法とか、そういう法律のもとに国のほうではそれを見直しをかけて介護保険法というのをつくってきた。ですから、かなり国保よりもきちきちにつくってあるのがこの介護保険法だと私は理解をしております。

そういった中で、ただ、この保険料に関しては減免の3原則ということで、いわゆる個別申請により判定しなさいよというのはまず来ていますよね。減額のみですと、全額免除は行わないこととなっていますよね。あとは、保険料の財源ということで事細かにいろいろ書いてありますよね。保険料の減免に対する一部、一般財源の繰り入れを行わないこととなっていますけれども、このことを、では適切に全国の自治体守っているのかといたら、そうじゃないですよ。

以前から私、この県内では、指摘してきているように大熊町なんかはもう昔からやってきました。ほかの市町村でも今、実際に始まりました。そういった中で、この西郷村においては、じゃ片方の特別会計には繰り出しをする、介護保険には繰り出しをしない、その理由が私にはわからないんです。ましてや、介護保険に関しては、いわゆる65歳以上の方というのは全村的に住んでいますよね。ところが、先ほどから言っているように、公共下水にしる農業集落にしても受益区域というのは決まっています。そういう狭い範囲のところには繰り出しをする、全村的にかかわるものに対しては繰り出しをしない、この理由がわからない。

これに関してはいかががお考えになりますか。これは財政課長、総務課長、どっち、村長でもいいし、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今後検討しながら、調査しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 検討するという答弁で、私は納得できません。これは2年前の9月のときに私は定例会の中でこの話をしています。ですから、事務方としてどういうふうを受け取っているのか。それと先ほど低所得者に対して配慮することだったんですけれども、これも国保と同じような仕組みですよ。いわゆる保険加入者の中でのやりくりですよ。そういうふうに助け合い精神とかいろいろな保険の、法の中にはいろいろ組み込まれていますけれども、実際のところ助け合いの話じゃもうなくなってきていると思いますよ。こんな、標準で月5,700円も保険料を払わなきゃならない。こういった中で、本当にじゃ今、村が手を差し伸べない、これで本当にいいんですか。こんな村で本当にいいんですか。2年前に私、この問題を提起しています。今ここで返事いただきたい、もう一度検討ください。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ちょっとここで今、時間下さいということですので暫時休憩いたします。

（午後1時43分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時46分）

○議長（白岩征治君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほど村長のほうからもございましたように、ここで即答できませんので、検討してまいりたいという答えをさせていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。いつまで検討されますかね。そのことを、お答えいただけますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在言えるのは、できるだけ早い時期に回答をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。できるだけ早いときに答弁をしたいと、お答えをしたいということなんですけれども、できるだけ早いうちに実施すると言っていたければ納得もできるんですけれども、答弁をいただけるということであれば、即答できないというんであれば待つしかないのかなというふうに思います。

ただ、村は予備費なんか、決算書なんかを見ていると予備費とかがあるんで、その部分を取り崩せば実施できると思いますよ。ここは、いわゆる議会との駆け引きだと思います、私は。こういう裏話をするとあれなんですけれども、例えば今私が言っているのは1,000円だと、でも村が出せるのは、例えばじゃ500円までしか出せない、そういう話があれば、じゃもう一度この議会と話し合いをして、じゃ500円、1,000円の今話が出ているけれども、じゃ間をとって800円、750円でどうだとか、そういうことも一つだと思うんですよ。そういう駆け引きをやはり村はきちんと対応すべきだと思います。今までですと、もう一方通行ですよ。こちら側から言う、検討します、検討しないでこうやって2年も過ぎてしまう。じゃ、この2年間の間にどれだけ65歳の方、こんな高い保険料を負担してきたのか、このことを頭に中に入れて、早急にこれは答弁出させていただきたいというふうに思います。

じゃ、次のほうに入っていきたいと思いますが、じゃ、村においては現在工業用水道において3,300万円、負担金として出していますよね。これ負担金として出している、この理由というのは何なのか、まずお示してください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 上田議員の一般質問にお答えいたします。

工業用水道事業、長久保の工業用水の件だと思います。負担金支出の理由でございますが、公営企業繰出金の場合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公営企業法17条の3に、地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる」と規定されております。

今回の負担金支出の理由がこの特別の事由に該当するかどうか、ちょっと定かではございませんが、工業用水道事業は、雇用対策、所得効果、税収効果等など、地域経済への波及効果は大きく、その投資効果は広く地域に還元されるものであり、公共性、公益性は非常に大きいものであると考えております。このため、宝ホールディングス株式会社が工場建設を断念したことによりまして、平成20年当時、今後の西郷村の将来を考慮すると大変な状況でもありましたので、こうした工業用水道事業の特殊性から、政策上、工場用水の使用を開始するまでの時期までの間、その利用料金を無償とする減免措置を講じるとともに、工業用水道事業会計の負担金を支出することとしたものと理解しております。

この負担金としてなぜ取り扱っているかということに対しましては、明確に趣旨、長期貸し付け、負担金その他、そういった繰り出しするときの事由がございまして、そういったものに直接該当するものがございませんでした。当時、村のほうといたしましては負担金として支出することが一番適當ではないかということで、負担金と支出したものでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。課長、答弁するとき、該当するのかどうかという疑問形で話ししちゃだめですよ。今、課長が言われた地方公営企業法の第17条の3に、補助に関しての話だよね。地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるということだよね。

災害ではないですよ、私が記憶間違っていなければ、平成20年8月だったかな、月数がちょっとわかんないですけども、20年だったと思うんですよ、この話が来たのは、議会にね。そのときの当時の会議録を見ればよかったんでしょうけれども、ちょっと見つけられなかったんで、記憶をたどっていくと、3年以内くらいにもう工場が進出してくるのかなというふうに思っていたんですよ。あそこにもし工場ができるとすれば、いわゆる大きな電力が必要だと。といった場合に、白河から電気を送ることでは間に合わない、ですから須賀川のほうからずっと高圧の電気を送ってくるようになるので、その鉄塔を建てるにも、えらい電気屋さんの、電力会社のほうで大変だということで、その時間が大体3年くらいかかるような話をちらっと聞いたことがあるんです。

3年たてばあそこに工場ができて、そこで、じゃ働く場所ができる、固定資産税も

村に入ってくるねという話で、だったら3年間だったらいいでしょうということで、特別の理由として認めたと私は思っています。

その後、ずっと何にもない、説明も十分でないままに、何か予算書だけには負担金として予算が上がって、それを議会も承認してきてしまったんですけども、きちんとした特別の理由の説明もないままに来ちゃっている。それで本当にいいんですかね。これは単なる、その当時のやり方がまず間違っていたんじゃないかと思うんです。いわゆる負担金としてやれば、簡単に一般会計から特別会計のほうにお金が繰り出しできるよという簡単な考えのもとにやったんじゃないかと思う。このことがずっとこのまま継続してやっていくのか、今後どういうふうな対応をとられるのか、どういうお考えか伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ちょっと当時の話になってしまうんですが、経過についてちょっとご説明申し上げたいと思います。平成20年8月29日に、宝ホールディングス株式会社から信越半導体へ土地譲渡が行われておりました。当時、村では同年9月2日に全員協議会を開催していただきまして、翌日9月3日に福島県知事立ち会いのもと、信越半導体株式会社と工場立地に関する基本協定書を締結した経緯がございます。

この協定書第5条第2項におきましては、工業用水の使用を開始する時期までの間、その利用料金を無償とする減免措置を講ずるとしております。また、同条第3項におきまして、工業用水の供給に関する契約書締結後、3年を経過してなお諸般の事情により工場の建設が実行されない場合は、改めて減免措置について協議することとし、工場建設の遅延の理由が不合理である場合を除き、減免措置は継続されるものと規定しております。

この協定書に基づきまして、村では平成23年、26年、そして昨年平成29年にそれぞれ向こう3年間の減免措置を現在継続しているところでございます。

この協定書に基づき、村といたしましてはその減免を履行しているということでございますので、この協定書がある限り継続せざるを得ないのかなど。その中で、工場建設の遅延の理由が不合理である場合を除きとなっておりますので、そういった場合に該当する以外につきましては、このまま継続していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。平成20年8月29日に宝ホールディングスから信越半導体のほうにということですね、村が協議をしたと。9月2日に全協で説明をして、翌3日に協定書に確認をしたと。ということで、先ほど私言いましたように、9月2日だったんですよ、その全協というのはね。その全協の席では、3年くらいというふうに私記憶しているんですよ。会議録をちょっと見てみないと何ともわかんないんですけども、これは言った言わないの話にもなるだろうし、もう今さらしようがないのかなという部分はあるんですけども。その協定書がある限りは、ずっとこの

まま自動的に継続していってしまうと、本当にこれでいいのかなと思うんですよ。

そもそもが、いわゆる繰り出しに関して、地方自治法なり地方財政法、あとは公営企業法、この中で負担金というのは認められているんですか、負担金として出すというのは認められているのかな。

それと、その当時、その協議書に調印する際に当たって、信越半導体さんといろいろ協議をしていると思う。そのときの協議書というのは村に残っているんですか。先ほどの文書管理の話じゃないんですけれども、そういった協議書というのは村に残っていますか、そこをまず1点確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

まず最初に協議書の件に関しましてなんですが、ちょっと確認してみないと、ちょっと文書化されているかどうかというのはわかりませんので、早急に確認させていただきたいと思っております。

次に、負担金として認められているかどうかにつきましても、ちょっと地方自治法とか公営企業法、工業用水道事業法、特別会計に関する法律、地方財政法など、ちょっと各種の法律にまたがるものですから、その辺も確認させていただければと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。ここで午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

商工観光課長の答弁をお願いいたします。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

まず、第1点目、当時協定を結ぶ際に、議会の皆様に対しまして全員協議会を開催していただいたときの議事録がありましたので、そちらのほうでどうなっているかということで申し上げたいと思います。

その当時、当時の村長が説明の中で、3年を過ぎた場合はどうしますかといった場合には、また減免か、新たな協議をさせていただきますというふうに申し上げてあります。ということ全員協議会の中で述べております。ですので、3年間で減免終わりというような話ではなかったかという認識でございます。

第2点目の負担金についてでございます。現在、さらに調査中ではございますが、地方自治法の規定には負担金というものはございません。他の地方財政法とか個別法に関しましては、現在調べているところにおきましては負担金の明確な内容等について説明があるものはございませんので、当時、村といたしましてはやはり一般会計か

ら繰り出すときにおきまして、何が適当かということで負担金ということで支出したものと認識しております。

3点目の当時の協議書はないかという点についてでございますが、今現在、書類等確認しておりますが、ちょっと時間の関係上、まだ見つかっておりませんので、見つけ次第、その協議関係についてご報告させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁をいただきました。

この休憩中に、平成20年9月2日、西郷村議会議事堂で行われた全員協議会の記録というものが事務局のほうで保管してありましたので、必要な部分だけちょっと読んでみたいというふうに思います。

西郷村長が、佐藤正博君、一番の問題は電気が来るかにかかわっているわけでありまして。もう一つは、あのままにして固定資産税だけを払うということにはならないと、何かで関連112社の部分と組み合わせが出てくるだろうということも聞いておりますというふうに村長が、これは当時の鈴木宏始議員に答弁しているんですけども。その後、鈴木宏始議員が、優遇措置というのは固定資産税を3年間猶予するということなんですかと、これに対して当時の佐藤村長は、条例に基づく税制と側面の道路の問題とか、今回の水の契約責任ではまだありませんので、お金を取るということについては操業はしておりませんので、そのほかについては一般会計から出しますということで、それも援助になると思いますと、答弁がちょっとわからないですね。読んでいても実際わかんない、何と言っているんだからわからない。これでもそのまま全員協議会は進んでいってしまったということで、この部分で私先ほど言ったように、いわゆる3年間という部分が頭に残っていたというふうに思います。

ですから、当時の議会議員は3年間の間に、いわゆる電気が、鉄塔が建てられて超高压の電気が送られてきて、その間に工場も設置されるんじゃないかというふうに誤解をしていた部分があるのかなというふうに思います。ただ、この部分をしつこく言っても当時の考えで、その後、議会も承認していますので、ただしようがないのかな、しようがなくはないんですけども、認めざるを得ないのかなというふうに思います。

そこで、負担金と繰出金の違いということで、私も今回質問するに当たっては、いわゆる地方自治法、公営企業法、地方財政法、いろいろな角度から見てみました。その中で、明確に負担金はこうですよ、繰出金に関してはこうですよという部分がない。物によっては、負担金と繰出金の、繰出金の中に負担金も含まれている、物によっては繰出金の中にその負担金が含まれていないものもあるという話で、非常にこれはわかりづらい内容だなというふうに思っています。

ただ、この部分をいわゆる当時の村の執行部は使い分けしたと私は思いますよ。そういうふうにしか理解できない。いわゆる自分たちの手前みそで、使いやすい形で、この1社のために工業用水道に負担金として一般会計からのお金を計上して、工業用

水道会計のほうにお金を出したというふうに理解をできるんです。これは正当なやり方なのかどうなのか、間違っているのか正しいのか、それすらわからないんですけれども、ただこういったところからいろんな誤解を生じてくる部分があるのかなというふうに思います。

これに関しても、もう10年もこのまま続いてきています。ですから、このまま減免措置を続けるのかどうなのか、そこをまず1点確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

3年ごとの見直しということで、協定見直しということで、できるだけ企業にはお願いしていきますけれども、操業開始まで続ける考えであります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 企業にはお話をするというところで、ただ、操業が始まるまでは続けていきたいという答弁だったなというふうに理解をします。非常に残念だなというふうに思います。私は、特に信越半導体さんに対しての恨みつらみもありません。西郷村においては本当に信越半導体さんがあるおかげで、税金においても、そして世界水準の技術があつた会社にはあるということで、本当に自慢できる会社の一つだなというふうに理解をしています。

しかしながら、先ほどから申し上げているように、このお金の部分に関して、特別会計に関して、介護保険では一切お金を、保険料の軽減では措置をとらない。今すぐ返答を求めても、ちょっと検討させてくれ。しかしながら、1つの会社に対してはこのまま続けるつもりです、即答されると、そこが私は納得できない。

ああいうメガ企業、超一流の企業は今、国がどういう政策をとっているかというのは村長十分ご存じだと思いますよ。一昨年ですか、12月に法人税いきなり減額をした。これによって西郷村もかなり減収がして、予算の組み直しとかと行わなければならなかったですね。それは国がやったことですね、法人税減額ということですね、減税ということで。そういう優遇措置を国がやっている。それを村も後追いするような形じゃないんですか、これ。

村の今65歳以上の本当に苦しい生活をしているお年寄りに、月額1,000円の保険料引き下げをしない、しかしながら1つの会社には毎年3,300万円というお金をつぎ込んでいく、こういう考えで本当にいいのか、大きな疑問を持つというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問といたしまして、教育行政についてということでございます。

教育行政の1点目、各小学校への入学予定者数を年次ごとにお示しくださいということでお話をさせていただきましたけれども、これに関しても議会開会日に議長に資料請求をさせていただいて、一覧表を提出をさせていただきました。

この人数を見ていて、ちょっと安心をしました。私だけ今見えていますので、もし必要な方があれば、言っていただければコピーをいたします。

それで、一番人数的に多いのが平成31年入学予定者で小田倉小が89名ということで、これは恐らく普通教室クラスで十分間に合うというふうに考えてよろしいですか。これも、ゆとりある30人程度のクラスということで対応できるというふうに理解をするところでありましてけれども、一度教育長に確認したいと思います。いかがですか。

(「議長、ちょっと休憩をして、コピー……」という声あり)

○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 私だけこの資料を見ていると、後ろで聞いている方がわからないということなものですから、じゃ、この一覧表をコピーしていただいて、議長におかれましては配付していただくように私からお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午後2時30分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後2時33分)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) なければ、教育長の答弁を求めます。教育長、鈴木且雪君。

○教育長(鈴木且雪君) 11番上田議員のご質問にお答えします。

入学予定者数につきまして、ただいま平成31年度小田倉小学校の入学予定者数が89名であるが、教室等の不足等は心配ないのかということですが、3クラスですと、30人学級で90名まで3クラス、30名程度ですと99名まで3クラスですので、十分教室等は間に合う状況にあります。

○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 11番。今ちょっと笑ってしまったんですけども、教育長、30人程度で多いほうに数えるのはちょっとまずいんじゃないかと思って今聞いていたんですけども、できれば30人程度というのは30人以下にさせていただいたほうがゆとりある教育ができるのかなというふうに思っていたんですけども、それは余談です。

この中でちょっと心配なのが、熊小とあとは米小、小田倉小、この3校がちょっと気になるところでございます。というのは、西郷村においては社会増というんですか、よそから転入される方が非常に多い。そういった中で、急激に子どもの数が増える可能性もあるのかなという心配もあるなと思って今回確認をさせてもらっているんですけども。

例えば、この熊小においては、その今、屏風谷のほうで大型の住宅団地の造成が行われていると。そういったときに、同世代の方がいきなり急に増えられて、子ども

さんが急に増えられた場合に、熊小に入り切れない、きつきの状態になってしまうんじゃないかという心配もあるのかなというふうに思って確認をさせてもらったんですけども、少し余裕があるみたいなので、何とか対応できるのかなと。

ただ、反対からすれば、本当にそのくらい子どもが増えてくれるのはありがたいなというふうに思います。そうなったときに、では本当に今、教育長が言われるように30人程度で1クラス33人入れて、1学年3クラスだったら99人まで対応は大丈夫ですよというふうにするのか、もしくは、この羽太小、川谷小、比較的人数が少ないですね。こちらに子どもさんを学区外で通っていただくというのも一つかなというふうなことも考えてみたんですけども、そういうお考えはいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

今現在、この資料につきましては、村の中で生まれている子どもの数なので、議員おただしのように、これから転入とか新たな世帯が増えていくことによる変動はちょっと見えない。ただ、今ご指摘のあったように、羽太小、川谷小、確かに予定者数が少ないんですが、だからといって学区の変更等について行っていけるかということなかなか難しい面があると考えております。

この点に関しましては、これまでも多くの議員の皆様からご質問いただいているところですが、やはり将来的には西郷村の小学校の全体像、数も含めてどういう形が一番いいのか、適正なのか、または教育環境として一番いいものはどういうものなのかということにつきまして、多くの方の意見を伺いながら、今後方向性なり、そういうことを探っていければと考えているところです。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） あまりしつこく言うつもりはないんですけども、実は考えたのは、急に子どもが増えて、例えば平成35年度で急に子どもが増えましたと、どうしても熊小では教室が足りませんとなったときに、じゃ、どう対応するのか。あいてるスペースに教室をつくるのか、それとも別の目的を持った教室を改造して教室にするのかという選択を迫られますよね。そして、じゃ、その後、例えばこの平成でいけば四十何年後になったときに、子どもがまた数が減っていったときに、じゃそのお金は無駄になってしまうよねということがありますよね。

でしたら、例えばそのときの子どもさんたちを、保護者と子どもさんの了解も必要ですけども、例えば羽太小に回ってもらおうとか、羽太小はこうやって余裕があるわけです、ここに入ってもらおうのも一つかなという考えなんです。

これを行うことによって、以前から言っているように通学の関係が出てきますよね。まさか熊小に来る子どもさんを、じゃ歩いて羽太小まで行けというわけにいかないんで、そのときにいわゆるスクールバスの活用もあわせて考えてはどうかと。それも、スクールバスも子どもさんだけではなくて、お年寄りの方も、地域の方も乗れるような、そういうバスの運行を考えてはどうなのかなということで、今回はお話をさせていただきます。

じゃ、続いて、後ろのほうにちょっといろいろ言われていますけれども、これはあくまで私の考えなので、そういった考え方も一つあるよということで考えていただければというふうに思います。

続いて、2点目の教職員の勤務状況について伺いますということなんですけれども、私が村の中を結構車で走り回っていると、結構学校の職員室あたりの電気がついているのが見えます。それで非常に先生方の多忙というのは前から言われていますけれども、そのことが気になったものですから、1つ目として、1日の平均勤務時間数は何時間くらいになるのか伺いますということなんですけれども、多分答弁できるのは条例で定められた時間なのかなとは思いますが、お答えできる範囲の中でお答えいただければというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 教職員の勤務状況についてのおただしにお答えいたします。

現在今、実質の出勤退勤時間、コンピューター管理をして、働き方について今、国も県も大変話題といますか、問題になっているものですから、やはり教育委員会や管理者といたしましても、なるべく正しいといますか、勤務状況については正確な状況をつかむということが一番大事になってきているということで、先生方は出勤時にまず出勤の時間を入力する、退勤のときに退勤時間を入力して帰るということをやっております。それで、毎月報告をもらって集計をしているところです。

今、議員のほうでは、いわゆる決まった時間しかということなんですけど、今こういう時代ですので、やはりできるだけ正確な超過勤務時間等の把握も行うということで、平成29年度の月平均の超過勤務時間は1人当たり月49時間あります。1日に平均しますと約2時間半の超勤を、いわゆる勤務時間外の勤務が行われている。そういうことで計算していきまして、1日の勤務時間、45分の休憩が含まれていますので、それを除きますと、ざっとですが、1人平均10時間くらいの勤務をしているということが実態としてあるということでもあります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今答弁をいただいて、1日平均で10時間くらい勤務をされているというふうに答弁をいただいたわけですが、1日休憩45分の時間を抜いてとなっていますけれども、実際先生方は休んでいないですよ。非常に大変な仕事だなというふうに思います。

そこでもう一つ、次の質問を伺いたいと思うんですけれども、休日など残業あるのか伺いたいと思います。

これも、やはり休日に村の中を車で走っていると、先生だと思えるんですけれども、先生方が止める車のスペースに車が止まっていますので、学校に出勤されているのかなというふうに思うんですけれども、その辺は教育委員会として把握されていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

休日ですので、残業というよりはやっぱり時間外勤務ということになると思うんですが、やはり中学校では部活動指導、小学校においても特設合唱部とか器楽部がある学校もありますので、そういう意味で休日に出勤している状況はあります。

また、学期末、年度末など、やっぱり多忙な時期におきましては、休日に出勤といえますか、学校に行って事務を行っているということがありますが、その際には施錠等もありますので、管理職のほうに許可を得た上で出勤しているというところが現状でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。それじゃ、3点目の自宅への持ち帰り残業などはあるのかということなんですけれども、これについてもお答えできる部分でお答えいただければというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 自宅への持ち帰りは、実質あるのが現状でございます。やはり、教職員の家庭状況等もありまして、子育て時期にある教職員においては学校にいる時間がやはり制限されますので、そういう場合には家に帰ってから仕事をする、そういうことも生じているのが現状です。その際、個人情報等の持ち出しとか、そういうことに関しての注意点につきましては十分管理職に管理をするということと呼びかけてやっている状況でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。村の条例の中で、教職員の勤務時間というのは規定されていますよね。そうすると、今の答弁を総合していくと、はるかにこれを超えてしまっている部分があるなというふうに思います。それに対して、教育委員会では何か対策を講じられているのか、お示しいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

皆さんご存じのように、今は教職員の多忙化をどう解消するかというのが喫緊の課題になっておりますので、県でも多忙化解消アクションプランというのも出しております。こういう動きを当然受けまして、村の教育委員会でもなるべく業務時間、いわゆる勤務時間をどうやったら減らしていけるか、効率化を図っていけるかなど、いろいろ校長会を通して話し合っておりますし、実際に行っているものに関しましては、やはり教職員が一人一人自分の勤務時間の管理をしっかりと行おうと、それから週1回は子どもたちを一斉に帰す、一斉下校日ですね。そして、なるべくその日にはノー残業デーを行う。

さらに、会議の精選、効率化、校務文書における業務分担の偏りがないように適正に行うとか、それから、最近では中学校を中心に部活動、特設クラブの持ち方について保護者に通知をしております。これは、週1回は必ず休みをつくる、それから土日のいずれかも休む、それから練習時間の上限を設けるなど、そういうことを具体的に学校長名、それから教育委員会名で文書を出しまして、保護者の皆様にもご理解をい

ただくとともに、教職員自身も意識して勤務の効率化といいますか、適正化を行って
いこうということで今取り組んでいるところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。校長会なり、いろいろな形で協議はされているという
ことで理解をしたいところでございます。ただ、これもいわゆる国の方針、県の方針
の流れの一つかなと思うんですけれども、学校の先生方も報告義務とか、そういった
子どもに係る事務というのかな、子どもに係る仕事よりも県や国に対する報告義務と
か、そちらのほうに仕事の手をとられてしまっているんじゃないかなというふうに思
うんです。そこをうまく工夫してあげなければ、こういう問題というのはなかなか難
しいのかなと思うんです。

教職を選ばれる方というのは、恐らく子どもが好きで、人が好きでという方が教職
の職を選んでいかれるというふうに思います。そういった方が、教室では子どもと触
れ合うけれども、それ以外の時間全然触れ合っていないということで、果たしてそれ
で本当にいいのかなというふうに思うんです。

私は常々、学校というのは勉強する場であり、スポーツをする場であり、そしてさ
らに一番重視していきたいのは集団活動をする場なのかなというふうに思うんです。
子どもたち、同年齢の子どもたちが集団活動をすることによって、いろんなあつれき
が生じてくる、そういったときに仲裁していただけるのが先生なのかなというふうに
考えております。その仲裁をしていただける先生がいつも忙しくて職員室にこもって、
机の下ばかり眺めているような形ではこれはしようがないのかなと思うんで、これは
教育委員会としても早急に何らかの対応策を考えて、例えば教員免許を持った方をさ
らに増員をして、そういったできる業務をその方をお願いをして、今いらっしゃる先
生方の負担を軽減するような措置を講じるべきではないかなというふうにお話をして、
質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ご提言いただきまして、ありがとうございます。

今、議員のおっしゃったとおり、やっぱり多忙化解消の目的の一番大きなものは、
何といても教職員が児童・生徒と向き合う、一番近くにいる、そういう時間をやっ
ぱり確保するということが一番の狙いだと思っております。やっぱり教職員のほうに
余裕があれば、当然子どもたちとの関係性、意図的なかかわりもできてきますので、
そういう意味で大事な視点だと思っておりますので、教育委員会といたしましても、実際今、
学校支援本部事業という事業で地域の応援団ですね、学校応援団のほうをつくって
いただきまして、学校側の業務の中で地域の皆さんが行える、手伝っていただける、例
えば草刈りだったり、あと授業におきましてはミシンボランティアですか、ミシンの
授業のときに学区内の保護者の皆様、地域の皆様に来ていただいてお手伝いいた
だくとか、そういう意味で教職員を支える、そういう多くの人たちのご協力をいただく
と同時に、あと今、ご提言がありましたとおり、教師側をサポートする、そういう人

材の必要性が大変今高まっているといたしますか、必要性があるということで認識されておりますので、今後、子どもたちへの支援員の配置は今しておりますが、学校現場と相談をしながら、先生方をサポートする、手伝えるといたしますか、そういう人材につきましても、これは村単独ということではなくて、県などとも要求をしながら、人的な配置についてもお願いをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第7、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇ 12番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について
2. 中学生海外派遣研修について

○ 12番（後藤 功君） 12番。一般質問をします。

村長にお聞きしますが、先ほど同僚議員から村長就任していろいろ政策についていろいろ質問がありましたが、私も高橋村長になってまだ2か月と、そういう中であれこれどうのと、まだ評価についてはまだ早いというか、そういう面もありますが、しかしながら、村長になったということは、その就任日からもう全て村長の責任ということで職責があるわけですね。だから、まだ日が浅いとか長いとか、そういうことで論じていると何もできないというふうに私は思います。

それで、選挙戦、私も相手方、村長と相對峙した相手方の私も応援をしたわけですが、いろいろ振り返ってみると、その中でちょっと残念なことがあったと。と申しますのは、高橋、当時は村長じゃないですから、青年会議所が討論会を催すので高橋陣営に対してぜひやってくれないかと、そういうことに対してお断りをしたと、そういう経緯がありますね。

私も、大いに論戦を展開してやるべきだと、それが有権者の一つの判断材料であり、また、私も村長になるからにはそれなりのいろんなビジョンなり、そういう政治に対する、また、全人生をかけたそういうテーマがあるはずだと、そういうことでぜひお聞きしてみたいなど。それで、お二人の意見を聞いて、それもまた有権者に判断材料を与えるんだと、そういうことで思っていました、しかしながらお断りなされた。どうということなのかということで、ひとつ村長に聞きたいなと思ったんです。その辺は、実際はどういうことだったんですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番後藤議員のご質問にお答えします。

確かに、青年会議所の提案でディスカッションというか、ありました。私、最初出るつもりでお答えしたんですけれども、選挙の戦術の一つでありまして、高橋出ないほうがいいぞということも頭にありまして、いろいろ考えて、じゃ出ないほうが自分にとって正解かなという判断のもとでお断りしました。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○ 12番（後藤 功君） 非常に、私も多分そうだろうなと。これ、選挙というのはやっぱり勝たなきゃならないですからね。それを全然否定するとか、そういう意味じゃないんです。だから、私も恐らく選挙戦術上、これは相手方も百戦錬磨の人ですし、高橋、当時は候補として、これはやっぱり選挙戦術上、非常に何かあれじゃないかと、いろいろ選対のそういう関係者から助言、あるいはそういうことでなったんだろうと。今率直に、そういうことでしたら、それはそれでやはり私もわかります。

それはさておいて、本題に入りますが、村長就任していろいろ先ほど申し上げましたが、まず所信表明あるいは今までの臨時会、そういうことでいろいろ私も大体どういふふうな考えでこの村政運営をしていくのかということについて、あまり今のとこ

ろ、ざっくり言ってつかめないんですよ。だから、期待をしていいんだか、またはこんな程度だろうと、やはり予想どおり大したことないんだと、言って悪いけれどもね、そういうような感じなんです。これは決してどうのこうじゃないんですが、なぜかという、今まで答弁の中で、村長は検討しますのオンパレードなんです。ね。

検討すると、これは要するにお役人の役所の世界は検討するというのはもう常套手段の言葉なんです。私はもっと、検討するということは慎重であっても、それはそれである意味言葉としてはそごがないというふうにもとれます。しかし、やはり4年間有権者の負託を受けて、志として自分は何をやりたいんだと、これだけはやりたいと。もう1日たりともぼんぼん前へ進んでやるんだと、そういう気迫、そういうあれが全然かかっていないです。むしろ、何かイメージ的に後退した、検討します。だから期待を持ってない。結論を今出すのは早過ぎるだろうし、今後のいかによりますが、私そういうことなんです。

せっかく、その任に当たったんだから、もう少し踏み込んだ、自分のそういう西郷村を治める経緯とか、そういう大ざっぱなビジョンを披瀝していただいて、全体のバランスを考えながらやっていってもらわなきゃ困ると。いろいろ、昨日の一般質問、例えば総合運動公園、公約に掲げてあるからそれを重点的にやるんだろうけれども、それも政治の一部分です。しかし、私はやっぱり村民の皆さん、有権者の皆さんは、何もそんな総合運動公園つくるために高橋村政にそんなに期待しているわけじゃないんですよ。

が、あなたはスポーツ少年団という監督をなさっていたから、殊さらスポーツ関係に思い入れが強いんだかもしんないけれども、それはそれでいいですけども、しかし、村長という西郷村を運営するにはそれだけで果たしてどうなんだと。やっぱり全体、いろんな経済ね、先ほどの企業誘致はどうなんだとか、いろんな問題が山積しているわけですよ。それから福祉の問題、今、上田議員もいろいろおっしゃっておったけれども、そういうことがもう喫緊の課題として問題になっています。そういうことをやはり、より優先的にやってもらいたい。スポーツ公園をつくるために、それはそれで構想として結構だけれども、それは政治じゃないですよ、それだけでは。

世の中にはスポーツだけが生きがいの人なんかもあるかもしれないけれども、しかし、私に言わせればそれは一つのある部門の本当に生活に直結したことじゃないと。そういうことであっては困ると、そういう私は思うんです。その辺のグランドデザインというか、一体何をやりたいということをもう一回、こういう場で披瀝していただきたい。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、総合運動公園は秋山議員から昨日質問ありましたので、答えたことでありまして、運動公園も1つの公約の……（不規則発言あり）私、6つの公約を掲げまして、1つは地域経済の活性化、何でもやはり地域が活性化しないことには雇用から税収、そのように考えております。2つ目の大きな公約としては少子化対策と子育て支援、

3つ目は高齢者に優しい社会基盤の整備、そして4つ目は教育環境の整備、5つ目が総合運動公園の整備、6つ目として防災体制の強化ということで公約を掲げて、臨時議会の所信表明でもお話ししたとおりであります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 公約並べて、それだけなぞってずっと、それはそれで簡単でいいんです。私、何もありませんなんて、まさかそんな志で村長になれるわけじゃないんだから。これ西郷村の有権者もあんまり要求というのは厳しくないからね。私、甚だ有権者をちょっと敵に回すようだけれども、選挙結果を見ると、おおよそ大体投票へ行く人は決まっているんですね。9,000人、1万くらいね。ということは、行く人は決まっているんですよ。その中のコア、そういういろんな団体とか、あるそういうことをしめっちゃえばその人はもう勝ちだと。ある意味で、よそのそれにまざらない人はみんな諦めているんです、どうせやったってこの体制は変わらないんだと。

だから、高橋村長はそういう過去2代にわたる前村長、前々村長の組織を丸ごとを引き受けて、それからスポ少団体だ何だ、親戚は多い、大変なものです。これを崩すというのは容易じゃないよと皆さん言うです。私も、いやあ、確かにそうだな。だから、本人のビジョンとかそんなのはないんだっていいんだなんていう人もいる。だから、それではあまりにも私はむなしいんじゃないかと。やはり村の政治をつかさどる、そういうからにはそれなりの立派なビジョン、人をうならせるような、そういう夢のあることが出て、そういう人がなってもらいたいと。

決して村長のことを否定するつもりはありませんよ、今後のやっぱり政治のあり方ですから。だから、いろいろ分析して、言いたいことを言えば、西郷村の政治というのはそうなんだと、もうこれはどうにも動かないんだと。それじゃあまりにも私どもも夢がない。どんな、いろんなアイデア言っても、そういった、確かにそうですよ。投票行動する人はそういう価値観じゃないんだと。ただ、あれはうちの流れだから、政策なんてどうでもいいんだと、いや、そういう極端な人はいっぱいいるんです。私もある程度、何ぼ我々が議会でほえてみたってそんなのダメなんだって言う人がいっぱいいるんです。それではあまりにもむなしいというか、希望が持てないと、そういうことでこれはいろんな愚痴になっちゃうんですが。

だから、村長に言いますけれども、そういう意見も3分の1あるいは半分に達しない、そういうことが蔓延しているということをぜひ認識していただきたいと。必ずしも、自分がそういう自分に投票してくれたそういう人ばかりが民意ではないんだと。しかし、これは41対51のそういう比率で言えば勝ちですから、1票でも多いほうが。しかし、そういう政治状況が果たしていいのかどうか、実はそこにいろんな内包していると。

今、国政でも自民党が安倍一強という状況で刃向かえないんだと、野党もだらしない、みんな分裂しているところもある。しかし、国民はああいった加計学園、森友問題、いろんなことでその役人が明々白々のうそをついても、何ら政治状況に影響がない、誰も責任をとらない。財務省もあれだけ改ざんをしても、全然もう逃げ切っちゃ

やうと。こういったことに対して、国民はもう本当に、私もそうですけれども、何だろうとこれは。そういうそや改ざんが平気でまかりとおる、もう何やってもだめなんだと。これもやはり選挙制度の、小選挙区制の悪弊で、もう多数を握った人が、選挙区は1対1ですから、自民党と公明党の創価学会のかたい票があればもう崩れないと。しかし、どこにじゃそういう正しさとか道理があるんだと。もう長いものにまかれろで、国民も日本国民の悪い癖でね。これは明日にも戦争やるとか徴兵だなんていったら、みんな唯々諾々としていくんじゃないの、ここの国民。そのくらいだらしのない日本国民なんですよ。

これ西郷村だって、高橋村政もう票は盤石なんだから、逆らったって、何どうしようもないわ、これなんて、そういう人もいるんだもの。あとは、今度は次のなる人が決まっているんだなんて、この間、村長もそういう構想の中でなったんでないの、違うか。だから、そういうね、ぶっちゃけた、私は言いたいことを言うけれども、でも果たしてそういう政治状況あるいは世の中がいいのかと、私は非常にそういう意味で憂いていることなんです。

先ほど村長は、いろんな公約が、また繰り返し言いましたが、これはこれなども何ら具体性、それから真新しいものはないですね。前村長が特にあんまり我々も鈴木勝久君の村長選挙でも、キャッチコピーで相手の何もしない政治なんて、これ看板建ててやったんだけど、そういう、村長がいるときに私、俺らがやったんだとはっきり言いましたから、私ほうも隠しもしないけれども。そういうことで、これもどうにかなんないのかと。政治が動かないじゃないのということとでさんざんこの議会で繰り返し述べてきた。それで、鈴木勝久君が意を決して挑戦したわけですが、しかしながら、やはり力は厚い岩盤に押し戻されたということでしょう。

問題なのは、前村長、何もやらない、本人はそうは思っていないんでしょうけれども、そういう人あるいは前の村長の菊地村長がその後継だと、そういう流れからいったら、じゃ、なぜ高橋村長に期待できないと私言うと、そういう何もしない、行動しない、企業誘致もしない人が推した村長というのは、これわかっちゃうんですね、同じ類いだと。いや、私は違うよとやれば結構なんだけれども、えてして、そういう人たちは自分よりすぐれた人が出られるのも困るんですよ。人間のそういういろんな精神分析上、だから、このくらいでいいべなんていう、それは当てはまらないかもしれませんが、そういうこともあるんです。

ですから、それは今までの私のそういう感じであって、しかし、今後は村長も、いや違うんだと、自分は自分なりにきちっとしたそういう住民のニーズに合った、また世界情勢あるいは日本の国内、経済界、いろんなそういった一つの常識という線で私は大いにやるというんなら、それはそれで大いに頑張ってもらいたいと。もう一度その辺の考えをお聞きします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

期待できないと言われたんですけども、期待していただきたいですね。まだ当選

したばかりで、何だもうしっかりやんなきゃならないとお叱りも受けるかもしれないですけども、前の鈴木勝久議員にかいらいと言われましたけれども、そうにならないように徐々に自分のカラーを出していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長、徐々になんてそんな悠長なこと言ったらだめなんだよ。もう村長職なんだから、やっぱりもう世の中はすごいスピードで進んでいるわけだから、4年間のうちにのりくらりやっていけばいいんだなんていったら、みんなが迷惑するわけでしょう。一般質問あるいはいろんなことで村民の代表たる各議員の皆さんがいろいろ、こうやれ、ああやれ、これは問題ありと、そういうことにやはり謙虚に耳を傾けて、やはり行動だと。

私が村長みたいにそういう仁徳ある、仁徳者ならば私も1回志すんですけども、しかしそうじゃないからその任に当たれなかったんですよ。しかし、仕事の思いというのは、やはり人一倍のものを持っているつもりです。

そして、とにかくなくなった経緯とか、そういうのはもうそれはそれでいいですけども、今後はそういう誰に遠慮することなく、役場の職員、我々議員も、自分がこの西郷村を経営するんだと、職員の皆さんもそうですよ、人ごとじゃないんですよ。自分が経営者だったら、ここに無駄があるとか、予算はこうに使ったほうがいいのか、そういう思いに至るはずなんですよ。村長はそういうことで自分が親分だけで、あとはいいんだとか、そういうことはだめですね。やはり皆さんに一人一人が自覚を持って、この西郷村の、国家運営じゃないけれども、村の経営、運営を自分の我が家業と、そういう意味でやってもらわなきゃ困ると。もちろん我々も当然です。それがやはり今、西郷村だけじゃない、そういう役人の世界の人たちは、そういうふうに関係ないんだと、だからいろんな問題が起きるんですよ。これが、企業だったら、直接その浮沈によってもう自分の職業を失うし、これは真剣味が違いますよ。

私もいろいろ立派な経営者の話とか、いろんな聞きますが、本当に真剣なんですね。だから、民間企業のそういう真剣さ、食うか食われるか、自分の会社の製品がもう売れなきゃ倒産ですから、それで競って、それでもなおかつだめな場合もあると。そういう厳しい社会で生きているわけですよ。

ですから、私はひとつ警鐘を促す意味でも、村長にぜひやっていただきたいのは、職員の皆さんのそういういかにやる気を引き出すか、そういう仕組みをつくったり、自分が経営者だったらどうなの、村長と同じ気持ちでやらせなきゃだめだと、そういうことを私は強く言いたいです。その点は、どういうふうなお考えなのか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大変いい話聞かせていただきました。本当に役場たる職員でも、自分が経営者という感覚がなければだめだと思います。また、やる気を引き出すようにしむけてまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 随分と簡単だね。佐藤村長なら、待っていましたとばかりでいろいろね、ちょっと拍子抜けするんだけど。答弁としては、そのほうが間違いないんだわな。だから、これからいろいろそういう思いは披瀝されるんだろうけれども、そう言われちゃうとあと私も続かないんですよ。

村長、確かに2か月のまだ仕事をしない中で、いろいろ山のような堰を切ったようなことを言っても、それは確かに無理だとか、いろんな、それはわかります。しかし、私が言いたいのは、そういう自覚のもとに、とにかくその日から全力投球でやってもらいたいと、そういうことであります。

具体的に、これからどういうふうにする、公約の中、それから所信表明の中でも、私もあんまり心に響くものがないと。先ほど言いましたとおり、こういうこと、私はスポーツを目のかたきにするようなことになっちゃうんだけど、総合運動公園、あの中島の谷地田の中で建てるんだと。気になったのは、質問の中で地権者に同意を得られなかったら規模を小さくしてとか、そういうことを言いましたね。村長の座右の銘が、先ほど上善水のごとしだから、変幻自在に、そういう障害があったら引込めばいいんだと、それはそれで結構なんですけど、私は水の力の一番魅力を感じるの、下水掃除で鉄砲水で流すと。ちょろちょろ出しているは下水掃除にならないと。やっぱり強い勢いでだっと流して、初めて水の力が得られるわけですよ。

だから、甘っちょろいちょろちょろたらたらなんていっては物事動きませんから。それで、先ほど地権者の同意得られなかったら規模を縮小してやるんだとか、でも、じゃでき上がるものは何なんだと、どっちつかずの、要するに欠陥のあるそういう施設になっちゃうと。

だから、私が求めたいのは、例えばですよ、それはそれで、運動公園もそれはそれで認めますけれども、そのグランドデザインの中で揺るぎのない、そういう確固とした、自分がそういう図面を引けなかったんなら、いろんな人の英知を集めて、どれが最適ですばらしいものかと、そういうことをやらなきゃだめなんです。最初から、いやあ、反対多いから、本当は1町歩欲しいんだけど1反歩でもいいんだなんて、キャッチボールもできないようなグラウンドをつくるのかと、極端に言ったら。だから、私はそういうことで、ある意味では危惧するわけです。

だから、いろんな西郷村も中途半端なことをいっぱいやっていますね、これ。あっちに公共施設、こっちに公共施設、一体何なんだと。まず、私は住民の使う人の利便性を考えてやっているのかと、そういった意味では全然応えていませんね。なぜならば、自分の土地を買ってもらいたい人たちの意見を優先してやっているわけでしょう。俺げの土地、村で買ってくれないかな、じゃ、いいだろう、そこで何かつくるかと。私はネガティブにとればですよ、結果的にそうでしょう。あっちこっちつくって、中途半端なのをつくって。

例えば、これ健康推進課だって山下の向こうのほうで、課長、歩いてくんのかい。そうはないだろうけれどもね。やっぱり、これ一体感というのは生まれませんよ、ワンストップの庁舎じゃないから。だから、住民の皆さんは、まして新しい人たちは

どこへ行っていいんだと、そういうのはみんな憂いているわけですよ。職員も離れ島だと、私も悪くとればさぼりやすいと、目が通らないからね、課長しっかりしているから大丈夫なんだろうけれども。そういうことが起きると。

何よりも大事なものは、そういう使う人の使い勝手が悪いんだと。どこへ行ったって、今そんな自治体が合併して白河とか福島、郡山みたいに各旧市町村に支所を置くとか、そういう意味じゃないですよ。そういうことも村長としては、今すぐには無理でしょう、確かにね。そういう庁舎の配置のあり方としてどうなんだとか、そういう基本的なことをあなたは持っているのかどうかということ、その点どうですか。基本的なこと、私何にもわかりません……

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中でありますが、ここで午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時22分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番後藤功君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど、庁舎の建設のことだと思うんですけども、拠点づくりプロジェクトの中で庁舎建設を考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） これ、質問者は時間はとれるね。

今、拠点整備として庁舎建設ね、それはそれで非常に単純明快で、それは私もそう思います。先ほど言った、そういう問題点を十分踏まえてもらいたいということね。だから、分散した庁舎がいかにも不合理であるか、そして、ユーザーたる村民が不便だと。そういうことに対してきちっとそういう、いかに便利よく、利便性を考えた、お客さん本位のそういう思想のもとに何事もやってもらいたいということなんですね。

ついでながら、それから今、問題になっているというか、郵便局、熊倉郵便局、あれなんかも使う人が3台くらい止められるんだけど、バックするとき非常に危ない思いをしている。また、道路に止めておいて、信号がありますから、そういうことで非常に危ないと。私も利用しているんですが、非常に感じているんですね。

今、直売所もかなり敷地が広いところにできたと。そういう思い切って郵便局、相方あるわけですが、やはり今の場所は非常に危険である、また使いづらい、そういう点を考えて、ぜひ拠点整備の中に入れて、もう少しきちっと使いやすいような、そういうところ、場所を提供していただいてやったらどうなんだと。その点、まずどうですか、構想にありますか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど言われましたように、村民の利便性、これを十分考慮しながら、今初めて聞く郵便局のことなんですけれども、それを考慮しながら、駐車場、近いところに確保できるような考えも持っていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） それが実行されれば大した本当だわ。議長もこの間言っていたけれども、やたらにやりますと連発しているんだと、裏付けの財源どうなのかなと心配していたけれども、でもそんなもの考えている必要ないですよ。とにかく、やったらいんです。これはあれですよ、決して私は後ろ向きに考えているわけじゃないんです。政治は、そういうダイナミズムなことをやっていかないとだめなんです。わざわざ何も税金で雇っているわけじゃないんだから、何か物事をやる、世の中の暮らしにおいていかに便利がいいとか、暮らしよさ、それがまさに政治の目的ですから、何もちゅうちょしている必要はないと、そういうことです。

それで、また話変わりますが、ついでながら、今そこにあいてる椅子、村長の隣、不在なんだね。それどうするんだと。だから、村長は副村長を置かない主義なの、それはそれでかまわないですよ。もし置くんだったら、いつ置くのか。また、決まっているのかと。そんな隠し立てしないで、今、こういう人どうでしょうかと、あるならですよ。副村長、私は置きませんと、それはそれでいいですから。置くんだったら、そんな何も議会の最終日で、邪魔が入るからなんて今までみんなそういうことで出さないんですよ。今ここに出して決めろといっても、無理でしょう。何も邪魔なんてしないですよ。

やっぱり政治は透明性を持った開かれた村政、開かれた政治でやっぱり、もしそういう構想があるなら言っていただきたい。だから、考える暇を与えないとか、そういう、よくないですね。その辺、そこはあき地になっているから、どういうことなんだか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大変厳しいご質問で、副村長については今議会のほうで提案したいと考えております。今、タイミングをちょっと考えておまして、できるだけ私は議員さんの皆さんに前もってお知らせできればいいかなという考えもしております。

（不規則発言あり）ちょっと時間下さい、それは。そういうことで、今議会の中で提案いたしますので、どうぞ協力お願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 私ではないでしょうね。お断りします。

今、今議会で提案するんだと、私はせっぱ詰まった最終日の、いきなり出して、それをどうですかと、そういう、ある意味ではこそくなやり方なんだよね。それが否決されたら当事者が傷つくとか、そういうのがあってそうなんだろうけれども。しかし、本来は、国会だって野党の皆さんに、日銀の総裁はその最終日に提案はしていないでしょう。みんな根回しをして、ああだこうだもんで、そして落ち着くべきところに落

ち着いているわけですよ。

ですから、これはやっぱり村政の副村長というのは村長に次ぐ執行権のナンバー2ですから、大事なんですよ。それを村民の代表者たる議会の皆さんに、そんな短い時間で、もうわけわかんないあれで、数が多いからそういう論理に立つんだかもしんないけれども、それはまずいと。できるだけ、最終日なんて言わないで、早く皆さんにお示ししていただきたいと。出したやつは、全部私ノーなんて言わないから、ご心配なく。そういうことであるならば、私も楽しみにして発表も聞きますが。

それで、いろいろ村長も具体的な何をやったかにをやったということはまだないと。しかしながら、そうであっても、時間がなくても、もうおおよその構想をどんどんやっていかなきゃだめだと。世の中の進歩が非常に早いですね。もうスマホから何から、もうとにかく目まぐるしく世の中が変わっていきます。この行政機構も、先ほど民間企業との比べて非常に行政機構は遅れていると、スピード。今の世の中のスピードについていけるのかと。いろんな産業機器、ロボット、それからAI、もう大変なこれ革命的な、要するに石炭から石油にかわる、あるいは電気にかわる、それをもしのぐ産業革命が今起きているわけですよ。

だから、どういうふうに、私も予測はつかないですけども、そういう世の中のスピードに行政機構も対応しなきゃならない。旧態依然たるそういうやり方では、ますます民間との差が開く一方だと。民間のいろんな経営方針なり、いろんなそういうものを聞いたり読んだりすると、非常に考え方がもうすごいことですよ。我々の行政のあり方として、一体それが備わっているのかと。先ほども申し上げましたが、職員一人一人の力量がまさに問われる時代だと。一遍には変えられないでしょうが、まず意識改革、それからおのおの行政のプロとして研さんを積んでいただきたいと、私はそう思います。

ですから、ぬるま湯的に一つの役所のあり方はこうでいいんだなんていったら大間違いで、とにかく民間は進んでいるんだから、それに対応したそういう、長たる者はそういうことでぜひやっていただきたいというのが私の望みです。

AIにしても一瞬のうちに、かいつまんで言えば、もう全てその答えが出てしまうという時代でしょう。だから、医療の分野においても、もう医者も大した要らないんだというような、必要でしょう。というのは、何百万、何千万の症例がAIによって、データですから一瞬のうちに出来るわけでしょう、答えが。我々もこれ、パソコン、スマホ開けば、ある病名を検索するとぱっと出ちゃうわけですよ。何を薬がいいとか、何をやったらいいとか、どういう症状、薬の名前を検索すると、またそれが事細かく出ている。だから、ある意味では医学部を卒業しなくて、ごく一般のそういう薬、それから症状、そういうのもわかる時代ですね。

それから、今、銀行なんかも大変な時代だ、要らないんだと。今、金集めて融資、そういうだけではもうだめ、やっていけない。AIによって銀行員の大淘汰時代だと。弁護士もそうだと。弁護士も、各裁判の判例、そういうものを全部AIでぱっと検索すれば、こういった事案はこういう判例があると。我々だって、これできるわけですよ。

よ。

ですから、一例を挙げましたが、そういう時代なんです。しかるに、この行政機構も、それと同じ肩を並べるといのは到底及ばないですけれども、しかしながら今後はそういう時代になっていると、そういう自覚のもとに行政を運営していただきたいと、これが私の願いですね。そういうことに対して、村長はどういう心構えでもって運営しているのか、それをお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私、公約の中で、聞く政治ということで村民の声を十分聞きながら、あともう1点はスピード感ということをおっしゃるので、今言われたことを肝に銘じてスピード感のある政治をやっていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 非常に明快ですね。そう言われれば、あとは今後のを見守るほかにはないです。村長に対する項目はこれで一応終わりますけれども、次に移ります。

教育問題なんです、私、3月の当初予算で中学生の海外派遣ということで質疑しています。同じような内容なんです、私も過去に何回もそういったことで疑義を呈した質問をした。決して、全くそれは悪いとかいい、そういうくくりで断定はしませんが、しかし、そこに影となる声なき声の人の、どうなんだと。予算のそういう金を使う、それ以前にもっとやるべきことがあるんじゃないのと、私はそういう視点から今回再度取り上げたわけですが。

3月の当初予算でも、25名ですか、ちょっとその辺はあれなんです、1,023万円を使うんだと、生徒1人当たり10万円自己負担だと。それは大ざっぱなごく表面上の経費ですね。私、ヒアリングでもろもろの経費、いろんなもろもろの経費を明示されたいということで出してほしいと言いました。それは担当課、用意しましたね。それをいただいて、各議員さんにも資料を渡してください。

議長、ちょっとそれ、取り計って。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 今、後藤議員より資料の配付ということでございますので、暫時休憩いたします。

（午後3時56分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時00分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） なければ、答弁を求めます。（不規則発言あり）12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 12番。経費を今お示しいただいたんですが、かなりの1人当たりという、生徒で41万円、引率教職員で45万円、随員職員45万円と、1,295万円かかるわけですね。そうすると、私これ、考え方はいろいろあると思

うんです。だから、西郷村だけが海外研修やっているわけじゃない、ほかの自治体もやっています、いろいろ。私は、この問題が即、絶対だめだとか、そういう論理では私は話さないんですが、要するにこれだけ1,295万円という金を全体的な生徒の中で25人で使っているのかと、そういうことなんですね。それから、当然随行職員、職員も入っていると。片や、あるところでは、教育予算、いろいろしてくれんかと、いろんな政策を展開してほしいと、そういうことには、これ生涯学習課、教育委員会、教育長、その施策がこういったことしか浮かばないのかどうか。もっと教育に関してもやることあるんじゃないのと。

例えばですよ、今回英語教育に力を入れると。何も一握りの人間がアメリカのシアトルに行って、それでいいんだと。何でもかんでもそれは、私の考え方が極端に、じゃ全部、この議会も2万人の人が一堂にこの議事堂に会して物事を決めるといっても無理があると、代表して集約して選挙によって選んでこういうふうになり立っているんだと。そういった論理で、全体の何百人の人が行くのも無理だと、物理的にね、それから金額的にもそういうことは考えられると。

しかし、私は先ほどから言っているように、世の中の一つの流れ、こういう、どこも海外研修だとかやっているから我が村でもやってみるか、という安易なあれでやる傾向もあるんじゃないのと。決して、その成果を、だめだとかそういうことじゃなくて、私はあくまでも一人一人の生徒、そういうことに使ってほしいということ、端的に言えば。その辺が、必ずしも、これ何でかんで海外研修しなきゃ困るんだということはないですね。

例えば、教育の予算上、学校の設備あるいは、じゃ英語教育がどうなんだと、全員に力を入れるんなら違う方法もあるわけだ。講師を呼んで、そして英語力の強化を図ると。1,000万円単位の予算を投入したら大変なことができますね。そういうことが優先されなきゃ、私は全体の英語力、そういうキャッチアップできるのかと。

私は教育というのは、もうそんな派手なことじゃなくて、やっぱりシンプルに一人一人のそういう学力なり、そういうものを上げていくのが本来の教育の筋じゃないかと、そういうふうにするんですが、その辺の海外研修にこだわる理由を説明していただきたいと。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 12番後藤議員のご質問にお答えいたします。

3月の定例会でもご意見をいただいたところですが、今、議員のおただしの中で、全体のことも考えてというようなお話をいただきましたが、前にもご説明したんですが、来年度、今年度からですけれども、小学校で英語活動が3年生から始まっていきます、3、4年生。5、6年生は平成32年度から外国語科という教科に、英語なんです、教科が小学校に導入されるということもありまして、今後小学校では4年間、英語、外国語に子どもたちが触れてから中学校に行くことになります。

それで、昨年度から中学校1年生を全員、ブリティッシュヒルズに行く異文化体験という事業を議会のほうでも予算も認めていただいたものですから、やっております。

今日現在、川谷中の1年生がブリティッシュに行っております。これは、日帰り研修なんですけど、子どもたちにとっては、国内ですけれども英語の環境の中で過ごす時間をつくるということで、これは村内の中学校1年生全員にそういう体験をしてもらおうということでやっております。本当はもっと長い、1泊とか、そういう期間でやろうということも思ったんですが、学校現場のほうではやっぱり宿泊を伴うとなかなか大変だということで、今のところ1日の時間で行っております。

ただ、昨年度実施した中で子どもたちの感想などでは、大変いい刺激を受けてきたり、その後の英語の授業について大変、興味関心が高まったというようなこともあります。

そうやって全員にそういう体験もしてもらうことプラス、もっと意欲があって、さらにそういう体験をしたいという子どもたちのための機会を今回いただければいいですか、そういうことでのこの海外派遣でありまして、議員おっしゃるように海外派遣ほかでやっているから西郷村でもやらなきゃならないとか、その海外派遣ありきではなくて、やはり育った子どもたちにとって外国語と触れ合う、学ぶ、そして異文化を体験するという、そういう積み上げの中の最終段階といいますか、村で中学校2年生に意欲のある子どもたちを、25名という限られた人数になってしまいますが、連れていく。

今回、3泊4日ホームステイをします。これは、全く知らない家庭の中に入ることも大変なことでありますが、それにも加えて、もちろん英語で話さなければならない。そういういろいろなことも、当然そういうことが自分の体験としてなされることを承知の上で意欲的に行く、そういう子どもたちのための機会、これは本当にお金を大変使わせていただいて、ぜいたくな機会を与えていただけだと思うんですが、一部の子でもやはり意欲ある子にはそういう場を提供することによって、今後の子どもたちの育ちにつながればというふうに思って、今回実施させていただきたいと思っていますところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） そう言われればそうだと納得するように言われるかもしれない。ところが、今、西郷村で取り組んでいる政策、これも実は私もいろいろ調べて、横浜市なんか人口373万人かな、いるんですね。やっぱりいろんな政策やっていますね。それは、自治体の規模が大きいから何億円もかけるとか、そういうこともあります、そこは1,000万円台。

これはちょっとかいつまで書いてきたんですが、例えば横浜市の教育委員会の重点施策という、私なぜ、日本一の地方自治体のそれを、どんなことをやっているんだと。世界に羽ばたく人材育成ということで、これかなりいっぱいあるんですけども、ちょっと拾ったんですが。例えばタブレット端末等の導入による次世代教育環境の整備、情報を活用し発信できる能力を高める目的で小・中学校にタブレット端末を整備するんだと。そういうことに対して、これは8校を対象にして1,600万円の予算でやっていると。

それから、英語教材の活用ということで1,050万円を予算をつけている。中学校において、会話例やその音声を教材として活用するための教材ね。それから、健やか子どもの成長というと、横浜子どもの学力向上ということで783万円ね。言語力の育成ということで1,256万円、言語活動の充実と読書活動の推進を図るため、読書活動活性化拠点校として8校を設置したと。それから、豊かな心の育成ということで1,029万円をされた。道徳教育のさらなる充実、推進を図るため道徳授業力向上推進校を設置したと。いろんな、これ挙げたら切りがないほどあるんです。

私が言いたいのは、教育長として何も海外派遣だけが政策じゃないだろうということです。ここに挙げた、今挙げたようないろんなそういうきめ細かな、実際はいろんな教育に目的にかなった事業なんですよ。なるほど、こういうところに力を入れてやっているんだなど。我々は、井の中の蛙で、ざっくり教育委員会、教育長の、西郷村教育委員会はどういうふうな教育、生涯学習課でやっているのかとか、目玉は海外学習かと。そうではないと教育長はおっしゃったけれども、それはそれで私もそれは大いに認めます。

そのほかにも、今、例に挙げたような施策をやっているわけですよ。我が、これは教育はみな同じですから、そういった点どうなんですかと。私は、海外研修よりもそういう底上げするような、全員が学力向上、人格形成において基本的なそういうものにもっと政策として教育委員会なり、教育長部局の組織はそういうことを考えられないのかと。先ほどは事例示しましたが、もっと基本的なことをやらずして、海外研修で一千何百万円使って、教職員、役場職員45万円だと。恐らく、役場職員も生涯学習課に行きたがるね、今度は。

そんなことばかり言って申しわけないけれども、しかし、私は言いたいのは、人格形成あるいは学力向上のために、今例を挙げたような施策を我が村でも、海外研修じゃなくて、そういうことを重点的にまずやるべきだと。そして、そのブリティッシュヒルズ、それはいいでしょう、日帰り。何だ、泊めたらいいでしょう。海外研修で何泊行くんでしょ、遠い異国の地に。1泊泊めるのはそんなに大変なことなのかなと。

ついでながら申し上げるけれども、リフレッシュ事業で新潟県の佐渡に行って、大変皆さん好評だったと聞いております。ところが、それをやめましたね。何でやめたんだか、もう原発終わったから。そういう全体的な多くの生徒が参加することをやめてですよ、それも好評だと。どこに困難があるんだか何だかわからないけれども、どうということなんだかと、それを聞かせてほしい。やめたこと。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） リフレッシュ事業が終了したことについての理由といたしますか、そのおただしでよろしいですか。リフレッシュ事業自体が、いわゆる、これは私がこの立場をいただく前に始まっていた事業だと思うんですけども、原発事故後、村の子どもたちの屋外活動も制限がかかっている、それで十分なそういう意味での活動場がないということで、いろいろ検討していただいた結果、子どもたちをそういうところに全員希望者を連れていくという事業をしていただいた。

これは、ただ、当初3年の計画で行っていたので、3年で終了しました。その後は、今度は自然体験事業ということで継続させていただきまして、小学校5年生を対象に、やはり、香川じゃなくて、香川はリフレッシュで行っていましたが、富士山に登ったり、それから海に連れていったりとか、能登の自然の家とかに行く事業も、これも2年という最初の制限といいますか、そういう期間で実施するというので始めた事業が行われていて、それが一昨年までありました。

その事業も、一応2年で終わりましたということは、結局その対象になった子どもたちがその間、小学生でいた時期だったものですから、その子どもたちに対するそういう対応ということで、一応そういう対象の子どもたちにとっての年数が経過して、計画が終了したということで、そういう事業が終了したというふうになっていると思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 時限でやっているんだと、だから、何でも事業が未来永劫これは絶対という、そういうことは私は申しませんが、しかし、やはり基本は私は一部の20人や25人の人だけの金を使うんなら、みんながほどほどに喜ぶようなことで、一体感を持った事業がいいんじゃないのということ。海外の研修の意義もわかりますよ、それは。広くグローバルな人材を育成するには見なきゃならないと、今どき海外旅行なんていうのは、これ別に珍しくも何ともないですからね。普通の所得があれば、もう苦もなくアメリカでもヨーロッパでも行ける時代ですから、これは何でもないんです。

ただ、皆さん、学生、子どもらが等しく、みんなが喜ぶようなことが私はいいんじゃないのと、端的に。これは平行線をたどりますけれども、あくまでも私はそういう全体的なことを考えて言っているんですが。

先ほど給食の、これは3月にも私申し上げました。給食費、第3子からは無料だと。事細かく分析した、私は言いませんでしたけれども、これなども藤田議員かな、無料化したらいいだろうと。だから、第3子を産む余裕のある人は、全部とは言えないけれども、分析してみると結構裕福な人が多いんだと。第3子ができた人はただで、給食ただだと。2人目で止めた人は何ら恩恵を受けない。だから、一人っ子だろうが3人であろうが、その世帯で1人を無料にしたらどうなんだと。そういうことにはなかなか渋った考えをしている。海外研修だなんて、そんな自分らも行けるようなことに対してはぼんと四十何万円つけて、その感覚ですよ。

だから、給食費も西郷村は九千何百万円かかっているんだと。第3子はただだと。でも、これ第3子にこだわったら、じゃ第2子、1人しかいない家庭は恩恵を受けないわけでしょう。だから、1世帯につき1人はただですと、無料だと、そういうふうに変えたらどうなんですか。ある意味では、いろんな調べれば金持ち優遇なんだと言う人もいます。その辺どういう認識しているんだか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） いろんなご意見をいただいておりますが、まずちょっと答弁さ

せていただきたいのは、先ほど横浜市の教育施策の例をお示ししていただきましたが、これは西郷村でもそれに負けないほどのいろいろな施策を行っております。それは、議員皆様にもダイジェスト版で西郷村の教育のパンフレットをお渡ししておりますが、例えば英語教育に関しましても、ALTの増員ももうしてもらっていますし、ほかの同じような自治体に比べれば大分充実しております。高橋村長が国際人のことで英語の教育に力を入れるということもおっしゃっていますので、今後、もっとそういう意味での授業力向上の施策がないとか、これも今考えているところです。

それから、道德のことに関しましても、道德の質問を準備されていた議員さんもいらっしゃるようですが、ほかの自治体よりも早く道德の授業研究を学校のほうで講師を招いてやっておりますし、やはり道德の授業、道德を大事にするということもやっております。あと、いろいろそういう意味で他市町村に負けない施策を行っておりますので、ぜひその辺はご理解いただきたいと思います。

また、給食費に関しましても、本当に子育て支援という面でいきますと、たくさんの部分があるので、そのどこに力点を置くかということについては、今後、村長、それから財政とも相談をしながらいかなければならないところだと思いますが、おっしゃるとおり、第3子の補助だけで十分かと、そうは思っておりませんし、また、ほかにも今、保育料の無料化とか、いろいろな面でのトータルのものとして行わなければならない現状があると思いますので、そういうことに関しては、今後どこに力点を置くか、そこは財政、それから長部局と詰めながら取り組んでいく内容だと思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 西郷村もいろいろやっているんだと、私もあんまり読まないから、その点は不備なんですけど、しかし、みんなそういういろんなそれなりに考えているんですね。西郷村もそういうことで力を入れているということは、それはそれで大変結構ですね。

私が何回も言うようですが、ある特定な、結果的にね、人にそれだけの多額なことを使わないで、全体的にみんなが享受できるような政策をしたらどうなんだと。教育長はいろいろやっているんだと、それはそれで認めますが、私はやはり、これは考え方の違いですね。私はみんながやっぱり等しく、義務教育だから、教育の機会均等という精神から言えばあんまり差つけちゃだめなんですよ。憲法上、それ書いてあるわけだから、何人も差別を受けちゃならないと。差別しているわけじゃないでしょうけれども、しかし、そういうことが基本的に教育の基本法でうたわれていると。その精神からいけば、みんなが等しく、そういう結果的に差がつくようなことじゃなくてやったらどうなんだと。私は、古臭い考え、みみっちい考えかもしれないけれども、しかし、そういう精神でやったほうがいいんじゃないのと、これは考え方だから仕方ないですけども。

それで、給食の無料化でも、私は何でもどこかの政党みたいにただにしろと、そういう側には立たないんです。むしろ、私はとにかく出すものは出してもらって、受益

者負担の原則でやってもらいたいと。しかし、第3子だけが、これ生徒の皆さんはわかんないんですよ。おまえ3人目だ、おまえの給食ただなんだってななんて、けんかになっぺ、これ。何で俺らはただなんでないんだと。これ、学校現場ではそんなの公表してまい。わかんないですよ。でも、子どもというのは、そういうことで今度は大変なんですよ。学校に、俺チラシ配ってやるかと思う。冗談ですけども。

とにかく、やはり第3子は無料だなんて、そういうことを言わないで、片や一千何百万円もそういう一部の生徒に使っているわけだから、これも一部の第3子の方は、じゃどういう所得構成をしているかと。私、いろんな聞いている。そしたら、あれ、金持ちだっぺと言う。だから、何のことはない、結果的にそういう金持ちの人が恩恵を受けているということだよ。経済的に余裕ない人は子ども1人しかつくれませんから、だから、そういうこともやはり深く考慮して政策を展開していただきたいと。

私の言っていること、教育長は何か馬耳東風のような顔つきで聞いているかもしれないけれども、あなたは裕福なんですよ、立場的に。これは、教職員時代には高給を判で押したような、そういう人たちは割とわからないわけ。決めつけてはなんないんですけども、私はやはり末端のそういう人たちの声を聞くから、あえてここで言っているわけです。そんな金があったら、入学時に学校の教材あるいは衣服のそういうことに少しでも援助していただければいいんですけどもなど、そういうことは全然無視でしょう。ただ、目につく格好いいことばかり私はやっているという、こういううがった見方になっちゃうんですけども。どうもその辺が私はしっくりいかない。これは、ある意味で私はやはり一つのこういう考え方もあるんだ、私だけじゃない、それは村民の、全体とは言えません、そういう心、そういうものにおかしいんじゃないのという人の意見を私は言っているわけ、私もそうですけれども。

これが、何もこれでいいんだ、私らは何でも突き進んで指示を受けているんだったら大間違い。もう一回、そういう全体の教育の中でいろんな、冊子にして、私もあんまり読まなかったんですが、その辺を全体のどういうふうな教育のあり方としてやるのか、もう一回再度伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えします。

教育施策につきましては、今回の中学校の海外派遣は確かに目立つものですが、それだけを行っているわけではないですし、本当に今、議員がおっしゃったように子どもたちのいろんなところに関して行政サービスとして行っている部分も当然あるわけで、そういうことがなおざりにしてやっているというふうに理解されるとちょっとそれは私は誤解だと思うんですけども、つまりそういうこともきちんとやっている上において、さらにこういう施策も行なっている。逆に言えば、それが西郷村のそれはすばらしさだと私は思います。

なので、議員さん、後藤議員、いつもそういう意味での視点でおっしゃっていただいて、私も大事な視点だと思っておりますが、やはりそういうこともきちんと行った上でさらにこういう、ぜいたくなといいますか、そういう施策も行わせていただいて

いるというふうに考えております。

今、いろいろご意見いただいたことに関しましては、これまでもいろいろな意味での、もちろん義務教育の平等とか、それから子どもたち一人一人に寄り添った教育とか、そういうことに関してきめ細かくやってきているつもりですが、またなお、いろいろご意見をいただきながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 時間ないですが、言っておきます。

教育は、何もそういう派手な、何かそういう華美というか、目立ったことではないんですよね。私は、教育の基本的なやっぱり読み書き、そういうものをきちっと教えて、そして今、風潮として何でもスポーツとか、そういうことばかり脚光を浴びているわけです。じゃ、本当のコアとなる深く物事を考えられるような人材を育成できるのかと。やれテニスだ、やれバスケットだ、野球だ、スポ少だと、それも一つのあれですけども、もっとやっぱりきちとした学力のある人材を育てるのが、これ学校教育でしょう、昔から。本を読みなさい、いろんな知識を深めなさい。どうも見てみると、そういうスポーツとか、そういうことばかり脚光浴びて、そういうところの施設を充実させるとか、予算をつけたとか、そういうのでみんな喜んでいるわけです。だから、結果的に薄っぺらな人間ができちゃうんです。文武両道で、決してひ弱な人間ではだめですけども、しかし、もっと学業本来のそういう学習ということに西郷村は力を入れていただきたいと思います。

そういうことで、私の質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 本当にご意見ありがとうございました。

一番大事なのは、私もやはり授業だと思います。各学校には本当に校内研修、力を入れて、先生方が1人必ず1回はみんなに見てもらって授業を行うようにということをやっておりますし、そのために指導主事をどんどん派遣したりとか、先生方が学び合って、本当に今おっしゃったことが一番大事な視点ですので、授業の中で子どもが本当にしっかり学べる、そしてきちとした学力が身につくように、これからも力を入れてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問は本日終了いたしましたので、会期中、一般質問の日として予定しておりました6月18日は議案調査のため休会といたします。6月20日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後4時35分）

